

あんしんガイド

業務用にガスをお使いのみなさまへ

保存版

☑ ガスのこといろいろ

天然ガスは地球にやさしいクリーンなエネルギーです P1

お客さまのガス設備、大阪ガスがおまもりします P3

ガスご使用時の基本的な注意事項 P5

ご注意！ 一酸化炭素(CO)中毒 P7

こんな時、どうするQ&A P9

ガス管周辺で工事をされる際は、必ず大阪ガスへご連絡ください P13

ガス機器の正しい接続方法について P15

ガス使用時のあんしんチェックポイント P17

業務用ガス安全システム P19

ガスのこといろいろ

☑ 業種別チェック チェックの入った項目は必ずご覧ください

厨房 編 P21

オフィス 編 P23

パン・菓子店 編 P25

理・美容院／クリーニング店 編 P27

ホテル・旅館等 編 P29

学校・幼稚園 編 P30

業種別チェック

☑ ガス機器別チェック

(不完全燃焼防止装置のない)小型湯沸器 P31

(屋内設置形)ガスふろがま・湯沸器 P32

(浴室内設置形)ガスふろがま・湯沸器 P33

ガスボイラー P35

給排気設備 P36

ガス機器別チェック

☑ インフォメーション

長期使用製品安全点検制度について P37

お客さま情報の取り扱いについて P38

インフォメーション

天然ガスは 地球にやさしい クリーンなエネルギー

クリーンで安心して使える
エネルギーです。

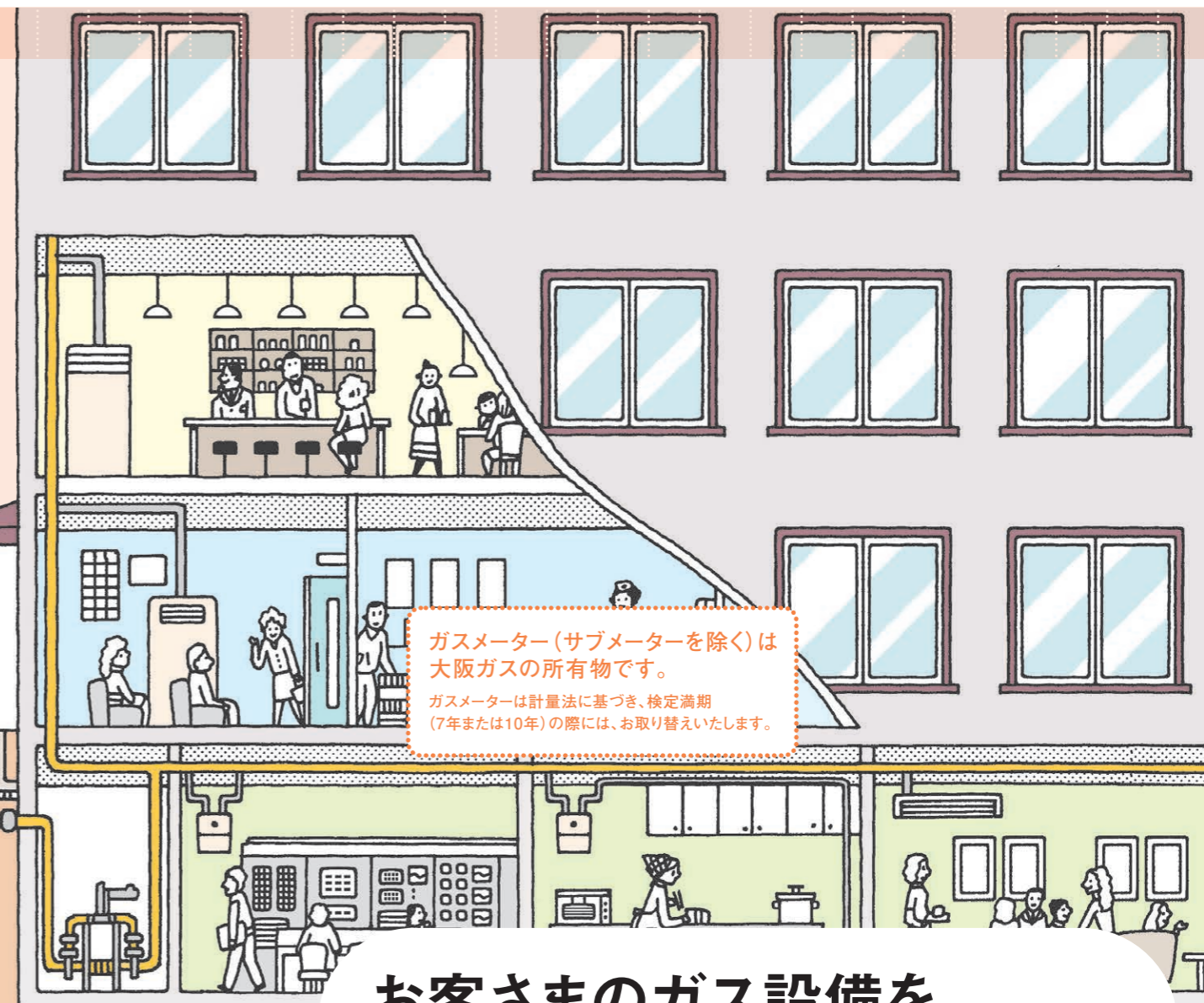
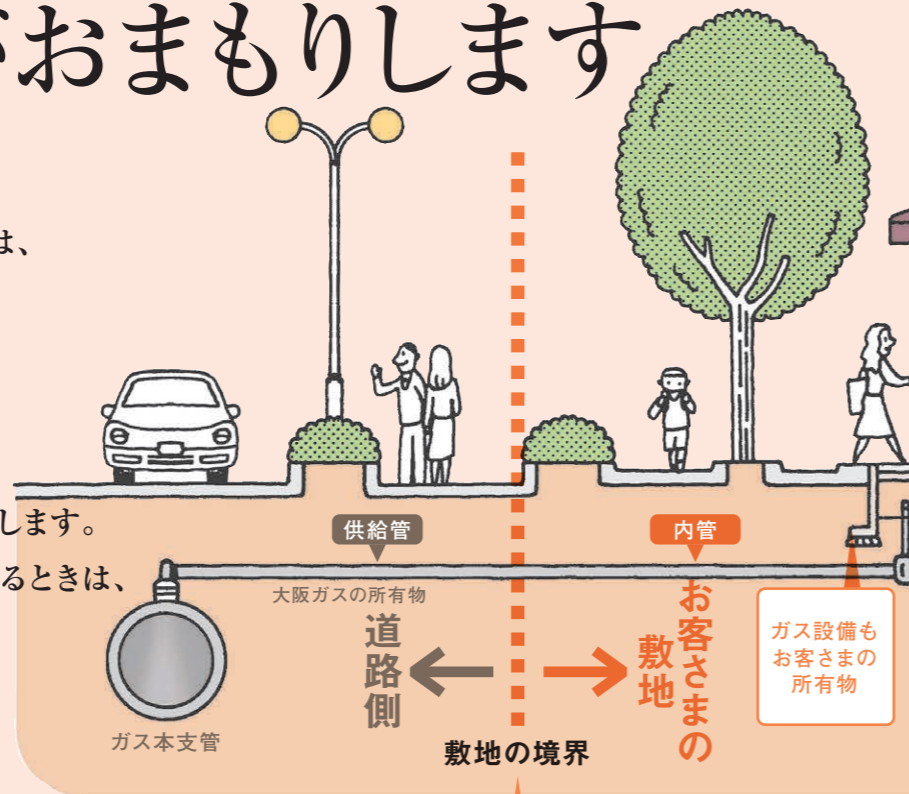
天然ガスは、輸送・貯蔵のために液化する際に
不純物を取り除いているため、
燃焼時に硫黄酸化物を排出しません。

また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生も少なく、
地球にやさしいクリーンなエネルギーです。

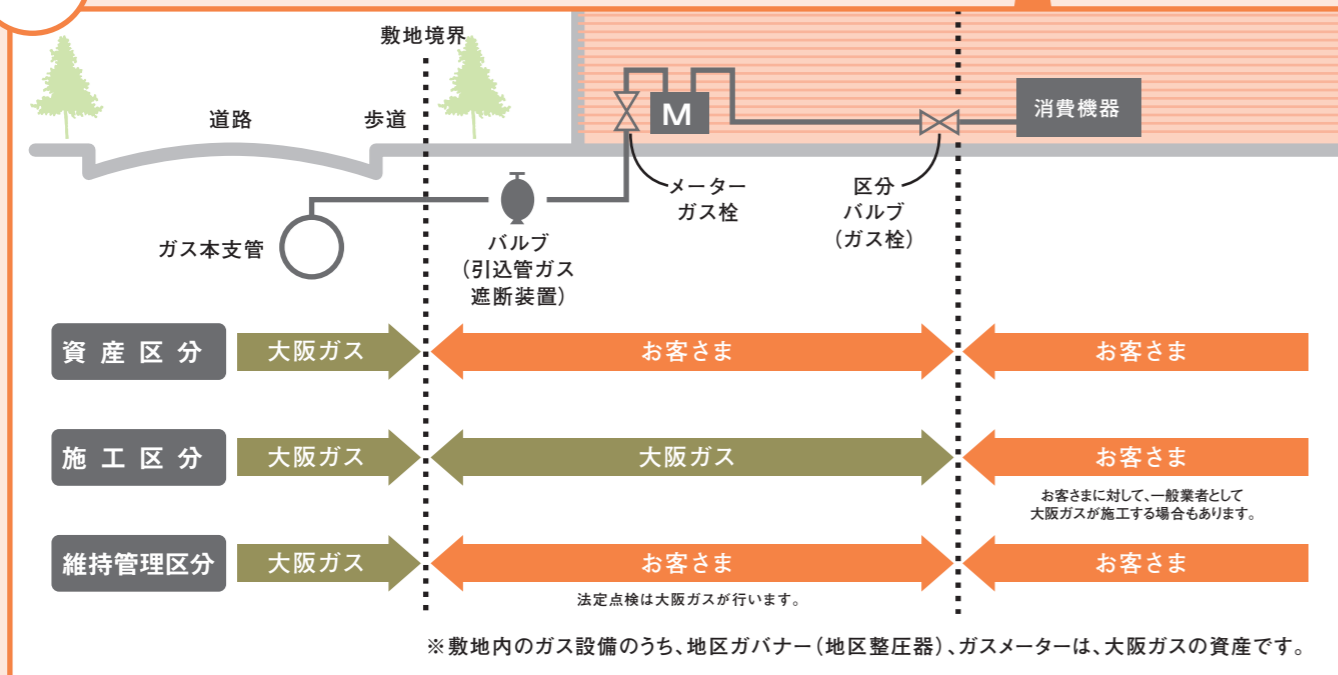


お客さまのガス設備、大切な資産だからこそ大阪ガスがおまもりします

お客さまの敷地内にあるガス配管は、地下にある配管も、建物に組み込まれている配管も、すべてお客さまの所有物。大切な資産だからこそ、大阪ガスが定期的な点検にお伺いします。また、ガス配管の近くで工事をされるときは、大阪ガスへお申し出ください。



図解 ガス設備の資産区分・施工区分・維持管理区分について



お客さまのガス設備を定期的に点検に伺います。

ガスを快適にお使いいただくために、大阪ガスではガス事業法に定められた「定期的な点検(ガス消費機器調査)」を実施しています。点検にお伺いした際には、ご協力ください。また、ガスおよびガス機器についてお気づきの点がありましたら、いつでも大阪ガスへお問い合わせください。

特定地下街 特定地下室等	1年に1回以上
その他一般	4年に1回以上※

※平成29年度のガス事業法改正に伴い、点検周期が「3年に1回以上」から「4年に1回以上」へと変更になりました。

内装工事の際に、ガスメーター、メーターガス栓は囲わないでください。

ガスメーターは、検針・取り替え・検査が容易にできる場所に取り付けています。もし、メーターを囲んでしまいますと、取り替え時などにお客さまにご迷惑をおかけいたしますので、ご注意ください。また、メーターガス栓も緊急時の処理および検査時に使用しますので、囲わないようにお願いします。

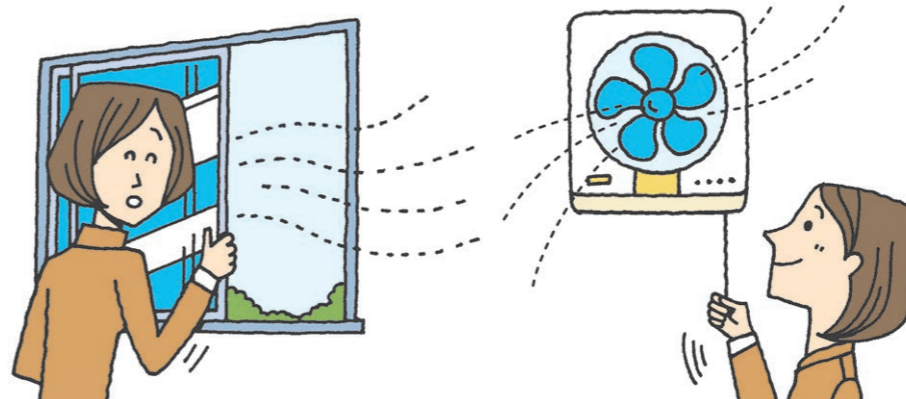


守ってください

ガスご使用時の基本的な注意事項



ガス使用中は換気を忘れずに。



つけたら
換気

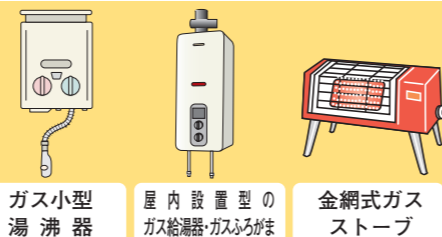
換気を忘れると一酸化炭素による中毒や死亡事故につながる可能性があります。

換気!

換気を忘れると一酸化炭素による中毒や死亡事故につながる可能性があります。

※ガス機器使用時の換気忘れ防止のため、点検時に「換気ステッカー」を貼付させていただいております。

不完全燃焼防止装置が付いていないガス機器をご使用のお客さまは、お取り替えをおすすめします。



ガス小型湯沸器

屋内設置型のガス給湯器・ガスふろがま

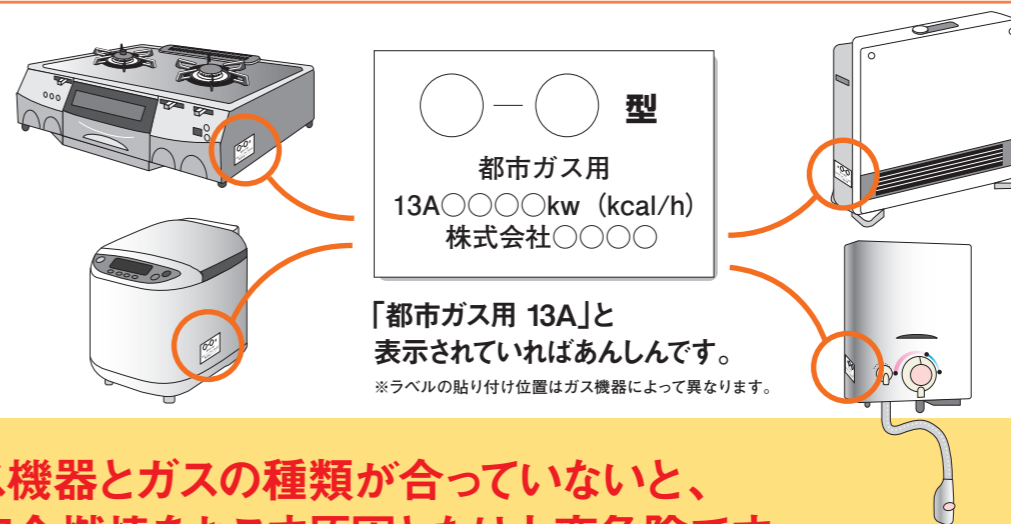
金網式ガスストーブ

換気が不十分だと新鮮な空気が不足し、不完全燃焼による一酸化炭素中毒をおこし、死亡事故につながる場合があります。

必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気をしましょう。不完全燃焼防止装置が付いている機器でも、必ず換気をしてください。



ガス機器はガスの種類と合うものを。



ガス機器とガスの種類が合っていないと、不完全燃焼をおこす原因となり大変危険です。

大阪ガスがお客さまにお届けしているガスは、都市ガス13A(天然ガス)です。ガス機器に貼ってあるラベルでガスの種類を確認してください。ガスの種類が合っていない場合は、ガス機器の調整(有償)が必要です。

この「あんしんガイド」には、ガスを正しく安全にお使いいただくため、また、お客さまや他の人々への危害・財産への損害を未然に防止するために、必ずお守りいただきたい注意事項を記載しています。

「あんしんガイド」に記載された注意事項を無視して誤った取り扱いをすると、火災が発生する可能性、ご使用者が死亡または負傷する可能性、または物的損害が発生する可能性が想定されます。

よくお読みいただき、ガスをご使用の際には、記載事項を必ずお守りください。

なお、ガス機器やガス接続具の安全なご使用・日常管理のために、それぞれの取扱説明書をよくお読みください。

取扱説明書の内容をご理解のうえご使用ください。



天然ガスには一酸化炭素などの有毒な成分が含まれていないため、生ガス中毒による自殺はできません。しかし、生ガスを放出されると、爆発や火災などの原因になります。絶対におやめください。



- ガス機器ご使用時に不快な臭い、異常音、炎のあふれ、機器本体の異常な過熱などがあれば、すぐに使用を中止し、販売店または大阪ガスにご連絡ください。
- ガス機器の定期的な点検(有償)や早めのお取り替えをおすすめします。特に長年お使いいただいたガス機器は、部品の劣化によって機器が故障したり、機器が損傷を受ける場合があります。また、不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起こし死亡事故につながるおそれがあります。異常を感じられた場合は、すぐに使用を中止し、販売店または大阪ガスまでご連絡ください。

ご注意！一酸化炭素(CO)中毒！

一酸化炭素(CO)とは

チェック！

色もニオイもないけど、
毒性は強力！

少量でも危険。
最悪、死に至ります。

無色・無臭なので、とても気づきにくいのですが、毒性は強力。少量でも危険です。

軽度の中毒症状は風邪に似ていて、気づくのが遅れることがあります。頭痛・吐き気がしたら要注意。重くなると手足がしびれて動けなくなることがあります。

重症になると、脳細胞が破壊されたり、意識不明になるなどして、死に至ることもあります。

こんな給排気設備は危険です

給排気設備とは、ガスの燃焼に必要な空気を補給し、排気ガスを屋外へ排出する設備です。具体的には、排気筒(煙突)や、給気口などのことです。この給排気設備が正しく設置されていないと、ガス機器が不完全燃焼をおこし、一酸化炭素中毒の原因になる恐れがあります。

危険な給排気設備の例

排気筒(煙突)がはずれている、穴があいている



排気筒(煙突)が途中から細くなっている



排気筒(煙突)内が鳥の巣や異物でつまっている



給気口がふさがっている



給排気部分にすき間がある

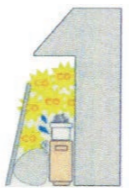
(煙突のないBF式風呂がまを屋内に設置している場合)



これらのように、給排気設備に不備があると、排気ガスが滞留したり、逆流するなどして、室内に充満します。そして、室内の酸素不足でガス機器が不完全燃焼を起こし、危険な一酸化炭素が発生することがあります。

屋外に置いたガス機器を囲っている

これもたいへん危険です。屋外に設置したガス機器の周辺を、波板で囲ったり、物置として増改築したりすると、屋内設置状態になってしまいます。新鮮な酸素が不足して不完全燃焼が起こり、一酸化炭素が発生することがあります。



空気中の一酸化炭素濃度と吸入時間による中毒症状

0.04% 1~2時間で前頭痛や吐き気、2.5~3.5時間で後頭痛がします。

0.16% 20分間で頭痛・めまい・吐き気がして、2時間で死亡

0.32% 5~10分で頭痛・めまい、30分間で死亡

1.28% 1~3分間で死亡

※0.04%って、どのくらい？

標準的な浴室(5立方メートル)に、2リットルのペットボトル1本分の一酸化炭素を混ぜたくらい。それだけでも吐き気が起こるほど毒性の強い気体です。



一酸化炭素(CO)中毒事故を防止するために

業務用ガス機器を使う時も換気に注意を

●業務用ガス機器をお使いの時も換気に十分注意してください。

●以下の内容について、従業員の方へも、十分周知・教育をお願いします。

換気扇、排気ファン等で常時換気するよう、使用される方全員が心がけてください。

湯沸器をご使用の際も忘れずに換気してください。

流し台と湯沸器の設置場所が離れている場合も、換気装置の運転を確認してからお使いください。

排気ダクトなどで共同排気を行っている建物では、排気(換気)装置稼働時間内にガスをご使用ください。



日常点検の
おすすめ

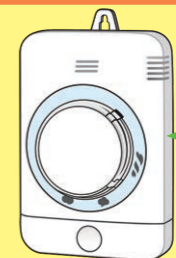
排気筒(煙突)の
定期的なチェック

穴あき、つまり、腐食、
はずれ、あふれ等々

ガス機器、排気設備の
日常的な点検
●燃焼状態・お手入れ
●給排気部の点検

さらに
安心

室内の空気を24時間監視する
ガス・CO警報器の設置を
おすすめします。



光と音で
お知らせ
します。

こんな時、 どうする Q&A



困ったときは迷わず大阪ガスへご連絡ください。

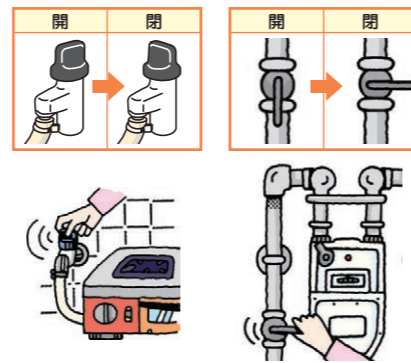
Q もしも... ガス臭いと感じたら... ～ガス警報器が鳴ったら～

A 屋内で...
①および②を実施して、
ガスもれ通報専用電話(裏表紙に掲載)へご連絡いただき、
屋外に避難してください。

1 窓を開けて
新鮮な空気を
入れてください。



2 ガス栓や
メーターガス栓を
閉めてください。



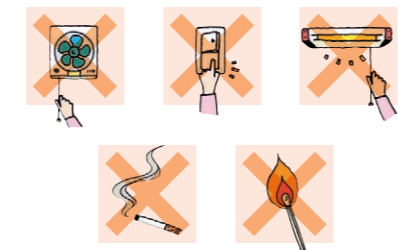
共用部で...

屋外で...



建物の共用部や屋外でガスの臭いが
する場合も、ガスもれ通報専用電話
(裏表紙に掲載)へご連絡ください。

換気扇、電灯などの
スイッチには絶対に
ふれないでください
(火気厳禁)。



建物を所有・管理運営されている皆さまへ

ガス管の劣化は見えないうちで進行している場合があります

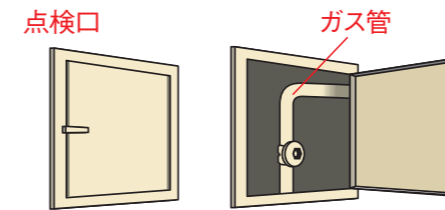
●ガス管の状態を確認することは、ガスもれなどの事故を未然に防ぐために
大切です。何卒ご理解をお願いします。

◆例えばこんなところにガス管があります。



ガス管の状態を確認する為に点検口が必要です。

点検口があると...



外からガス管の状態を確認出来ない場合は
点検口などを新しく設けるよう建築業者などに
ご確認の上、ご検討をお願いいたします。

※点検口などを設ける場合は、建物の構造などを考慮する必要があります。

Q もしも... ガス使用中にこんな風になったら...

A

こんな
症状がでたら

目がチカチカ
不快な臭い

使用中に気分が
悪くなった

ガス機器の火が
消えたら

ガス・CO警報器が
鳴ったら

ビッポッビッポッ
空気が汚れて危険です。
窓を開けて
換気してください。

ビッポッビッポッ
ガスがもれて
いませんか?

万一のガスもれ・不完全燃焼を
光と音声でお知らせします。

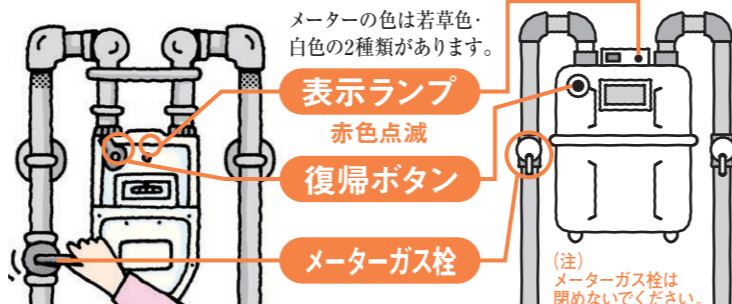
●換気が不十分だと新鮮な空気が不足し、不完全燃焼による
一酸化炭素中毒をおこし、死亡事故につながる場合があります。(P7.8参照)

●すぐに、ガス機器の使用を中止して窓を開けて換気を行ない、
大阪ガスにご連絡ください。

もしも... Q ガスが出なかったら...

A マイコンメーターが異常を感知すると表示ランプが赤く点滅しますのでご確認ください。
マイコンメーターは、次のような場合にガスを遮断します。

- 大きな地震 (震度5相当以上)
- 多量にガスが流れた場合
- ガス圧力の低下
- ガスが長時間、流量の変動なく流れた場合



⚠ ガスが出ない場合、ガスもれの疑いもありますので、ガス栓の誤開放、ゴム管がはずれていないか、ガス臭くないかを十分ご確認ください。もし、ガス臭い場合は、9ページに従って、すぐにガスもれ通報専用電話(裏表紙に掲載)へご連絡ください。

マイコンメーターの復帰方法

ガス臭くないとき(ガスもれ以外の原因のとき)は、復帰の手順に従って操作してください。また、地震・台風などの自然災害の後にガスをご使用になる際は、ガス機器・接続具や給排気設備に異常がないかご確認ください(詳しくは下記手順で確認ください)。

- 1 すべてのガス栓・器具栓を閉めてください。
このときメーターガス栓は閉めないでください。
- 2 復帰ボタンもしくは、復帰レバーを押します。

復帰ボタンの場合(通常の場合)	復帰レバーが取付けられている場合(高所設置の場合)
キャップをはずし、復帰ボタンを止まるまで強く押し、表示ランプの点灯(1~3秒)を確認したら、すぐ手を離してください。	棒などで復帰レバーを止まるまで強く押し、表示ランプが点灯したらすぐ棒などを離してください。なお、ひも付の復帰レバーの場合は、ひもを復帰レバーが止まるまで引いてください。
※表示ランプがチカチカと点滅に変わります。	※メーターが高所に設置されている場合は、足元に十分ご注意のうえ操作をお願いします。
- 3 約3分間お待ちください。この間にガスもれなどがなければ確認しています。表示ランプの点滅が終わるとガスが使えます。最後に復帰ボタンのキャップを取り付けます。

⚠ ※3分経過後も、ガスが止まったままで表示ランプが点滅している場合は、もう一度ガス栓の閉め忘れやガス機器の消し忘れがないかご確認ください。ガス栓の閉め忘れがあった場合は、ガス栓を開けてから、もう一度復帰の手順に従って操作してください。
※なお、マイコンメーターが正常に復帰しない場合、ガスが使用できる状態でマイコンメーターの表示ランプが点滅している場合または不明な点がある場合は、大阪ガスへご連絡ください。

⚠ ●マイコンメーターは、「ガス機器等の誤操作によるガスもれ」や「天ぷら油火災」、「一酸化炭素中毒事故」等を防止することはできません。●マイコンメーターの一次側(上流側)のガスもれには対応できません。●マイコンメーターは誤ったガス機器の使用が原因となる不具合を防止する機能はありません。

もしも... Q 地震・台風など自然災害がおきたら...

地震のときは、身の安全を最優先に!
まずは身の安全を確保しましょう。机の下に身を隠すなどをしてください。震度5相当以上の地震の場合は、マイコンメーターが自動的にガスを遮断します。あわてず落ち着いて行動しましょう。

- A
- 1 地震がおさまってから、ガス機器の器具栓を閉め(消火)、ガス栓(元栓)も閉めてください。
 - 2 ガスもれに気づいたら、すぐ窓や戸を開けて、ガスもれ通報専用電話(裏表紙に掲載)へご連絡いただき、屋外に避難してください。
 - 3 再びガスをお使いになるときは、ガス臭くないかよく確かめてから、ガス栓を開いてください。
 - 4 ガス栓を開いてもガスが出ないときは、マイコンメーターをチェックしてください。
- ※火気や電気は絶対に使用しないでください。
- ※大きな地震などでその区域のガスの供給が停止している場合や、ガスの配管などが破損している場合は、マイコンメーターを操作してもガスは使用できません。

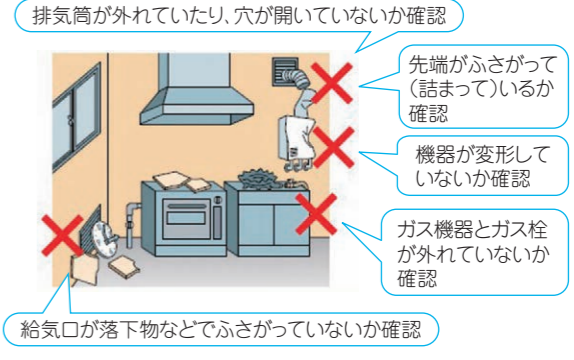
地震・台風など自然災害がおさまってから、下記についてご確認のうえ、ガスをご使用ください。

- ◆給排気設備についてご確認ください。
- ◆ガス機器本体の変形・破損についてご確認ください。
- ◆ガス接続具についてご確認ください。

ガスコードやゴム管(ガスソフトコード)がきちんと差し込まれているかを確認し、必要に応じて正しく接続しなおしてください。

- 異常を確認した場合は、一酸化炭素中毒や火災などの事故のおそれがありますので大阪ガスにご連絡ください。
- ガス機器を使用していて目がチカチカしたり、気分が悪くなったり、不快な臭いがした場合は、**ただちに使用を中止し、大阪ガスにご連絡ください。**
- 停電等で換気設備が稼働しない場合は、一酸化炭素中毒事故の恐れがありますので、窓を開けるなど換気に十分ご注意ください。

右記のような事象が一つでも当てはまれば、**ガスをお使いにならず大阪ガスへご連絡ください!**



目頃から...

- ガス機器のまわりには、燃えやすいものを置かないようにしましょう。特に棚などから物が落ちて燃え移ることのないように気をつけてください。
- 閉店退社時には、ガス機器の消火を確認して、必ずガス栓を閉めましょう。

ガス管周辺で工事をされる際は、必ず大阪ガスへご連絡ください

建物を管理運営されている皆さま・テナント各位さまへ

増改築・改装工事などをされる場合、
操作盤・警報盤などの点検を
実施される場合は
事前に大阪ガスへ
ご連絡ください。



保安サービス 大阪ガスでは、事前にご連絡いただきますと、必要に応じて



配管位置図面
の提供

配管の
位置標示

ガス管の
防護指導

工事の
立ち会い

などを行います。

※ガス管などの移設が必要な場合は、費用負担をお願いいたします。

万一、ガス管を破損したら...

すぐ、大阪ガスまでご連絡ください

大阪ガスでは、ガスもれ通報専用電話を設置しています。
夜間・休日を問わず24時間の緊急出動体制をとっています。
通報時には、下記の事項を必ずご連絡ください。

- 工事の場所(住所)
- 建物の持主名
- ガスもれの程度、箇所
- 通報者の氏名、会社名、電話番号

作業の中止・
火気厳禁・着火防止

着火等の二次災害を防ぐために、作業を直ちに中止してください。火気等(掘削機、電動ドリル、スコップ等も着火源となる恐れがあります)の使用を厳禁するとともに、警戒区域を設定し、二次災害が発生しないように、現場監視を行ってください。



「屋内の場合」
窓・扉などを開けて換気してください。電気スイッチ類には触れないよう注意してください。
(換気扇の使用は絶対に避けてください。)



安全な場所に
「避難」してください

ガスの噴出を止めてください

作業員・一般の方が、二次災害に巻き込まれないように避難誘導し、その後自らも避難してください。また必要に応じて、車両通行制限や、消防(119番)警察(110番)等関係先への通報をお願いいたします。

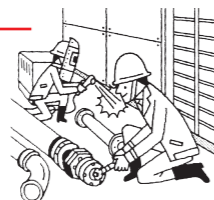
大阪ガスへの通報の際、当社より依頼する場合は、粘土、ウエスなどで応急手当てを行い、ガスを遮断してください。(なお、応急手当てはガスの噴出箇所が見えている場合に限りです)

- [屋外の場合] 破損箇所を粘土・ウエスなどで仮止めしてください。
- [屋内の場合] 破損箇所をテープ・ウエスなどで仮止めし、分岐ガス栓、またはメーターガス栓を閉止してください。

ガス機器接続工事時のお願い

● 機器接続用バルブに機器を接続するため、プラグまたは板フランジを取り外す場合は、必ずバルブが閉止していることを確認してください。

● 接続工事中は、周囲で火気の使用は行わないでください。プラグ等を外した時に万一ガスがもれた場合、火気があれば引火する恐れがあります。



私設ガス工事の防止のお願い

ガス工事は、大阪ガスにお申し込みいただき、大阪ガス(または大阪ガスが承諾したガス工事会社)が施工することになっております。これは、みなさまにガスを安全にお使いいただくために必ずお守りいただきたいことです。また、法令(ガス事業法)においても、ガス事業者が無断でのガス工事はいっさいできないことになっておりますので、ご注意ください。

ガスメーター、メーターガス栓は 囲わないでください!

ガスメーターは、検針・検査・取り替え(※)やマイコンメーターの遮断後の復帰操作が、容易にできる場所に取り付けています。内装工事の際などにメーターを囲んでしまうと、お客さまにご迷惑をおかけしますので、ご注意ください。また、メーターガス栓も緊急時の処理および検査時に使用しますので、囲わないようにお願いします。



(※)ガスメーターは、大阪ガスの所有物です(サブメーターを除く)。ガスメーターは計量法に基づき、検定満期(7年または10年)がきたらお取り換え致します。

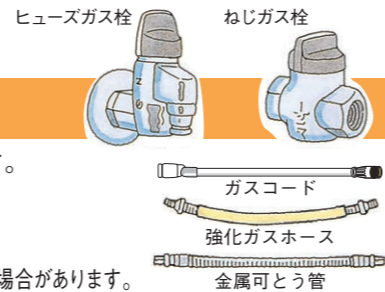
おすすめします

ガス機器の正しい接続方法について

●ガス栓が古くなったり、本体にガタツキ、接続部に傷・錆等変形がある場合や、ツマミが動かなくなった場合には取り替えましょう。ガス栓は分解したり、取り外したりしないでください。

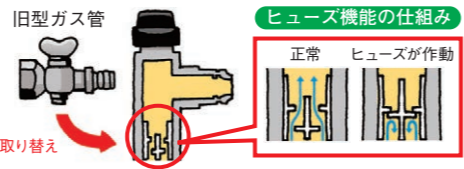
安心、便利な ガス栓、接続具

ガス栓はもちろん、ガス機器とガス栓をつなぐ接続具にも、安全対策が大切です。
◇ガス栓…ヒューズガス栓(万一、ゴム管がはずれたら自動的にガスをストップ)
◇ねじガス栓(ねじ接続型)
◇接続具…ガスコード・強化ガスホース(ねじ接続型)・金属管・金属可とう管
※金属管・金属可とう管で接続したままガス機器を動かさないでください。ガスもれの原因になる場合があります。



おすすめします安全性の高いガス栓(ヒューズガス栓)

- 万一ゴム管がはずれたり、途中で切れたりしたとき、自動的にガスを止めます。
- 旧型ガス栓をお使いのお客さまは、安全性の高いガス栓(ヒューズガス栓)へのお取り替えをおすすめします。※新しく取り付けるガス栓はヒューズガス栓になっています。



青ゴム管のお取り替えのすすめ

- 青ゴム管のお取り替えをお願いします。なお、ソフトコードについても定期的にお取り替えください。



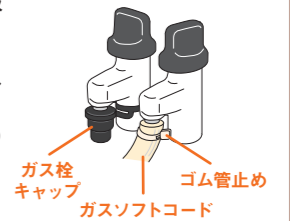
しっかり、キッチリ

ガス栓とガス機器との接続組合せ

移動型 消費機器	ヒューズガス栓	ガス栓側ソケット	ガスコード	機器側ソケット	ポット
	ヒューズガス栓	ゴム管止め	ゴム管	ゴム管止め	コンロ
固定型 (常設型) 消費機器	ねじガス栓	ねじ接続	鉄管(金属管)	ユニオン接続	ガスレンジ
	ねじガス栓	ねじガス栓	金属可とう管	ねじガス栓	ガスレンジ
	可とう管ガス栓	可とう管ガス栓	強化ガスホース	可とう管ガス栓	ガスレンジ

⚠️ ガス栓とガス機器の接続はしっかりと

- ガス栓とガス機器は、金属管などでしっかり接続してください。ゴム管をご使用の場合は、ゴム管が抜けないようにゴム管止めをご使用ください。
- 使わないガス栓にはガス栓専用キャップをきちんと取り付け、ひび割れなどがあれば、取り替えてください。
- 現在市販されているガス用ゴム管は全て耐久性にすぐれ、おしゃれて、お手入れかんたんなガスソフトコードになっています。
- 常時ご使用されていない等の理由で棚等へ収納されている移動型消費機器(鍋物用コンロ等)をご使用される場合は、接続用のゴム管に亀裂等が無いことをご確認の上、ご使用ください。なお、そのままの状態でご使用されますと、ガスもれ等の原因となり大変危険です。お取り替えの上、ご使用ください。
- ガス栓は分解したり、取り外したりしないでください。
- ガス機器が接続されていないガス栓を誤って開けないでください。
- ゴム管などの接続具の取替を行う場合は、必ずガス栓を閉めて行ってください。(ガス栓が開いたまま取替を行うと、ガス漏れが発生します。)
- ガス栓が閉まらない場合は、裏表紙の連絡先へお問い合わせください。



ゴム管はときどき点検し、ひび割れや固くなる前にお取り替えください。



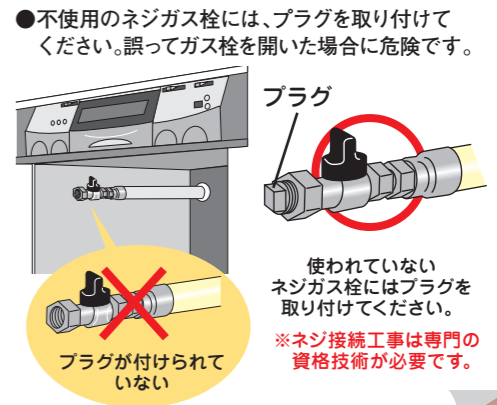
ゴム管はサイズのあったものをご使用ください。また、赤い線までキッチリ差し込み、必ずゴム管止めで止めてください。



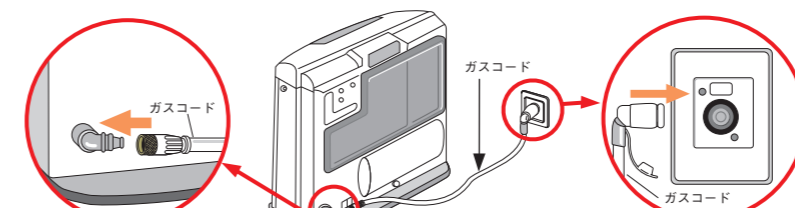
ミツ又継手や異径継手はガスもれやゴム管はずれの原因となりますので使用しないでください。



- 接続面にゴミなどの異物がないことを確認して確実にカチッと音がするまできちんと接続してください。
- ガス栓が著しく熱の影響を受ける場所でのガス機器のご使用はお止めください。
- 不使用のネジガス栓には、プラグを取り付けてください。誤ってガス栓を開いた場合に危険です。



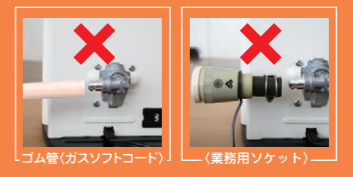
⚠️ ガスファンヒーターには必ずガスコードをお使いください。



〈ファンヒーター本体側〉
ガスコードの細い方をカチッと音がするまで差し込む。

〈ガス栓側〉
ガスコードの太い方をカチッと音がするまで差し込む。

このような接続は絶対におやめください。



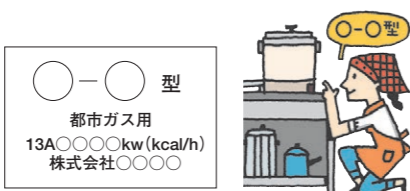
知っておきたい

ガス機器使用時のあんしん チェックポイント

- ガス機器を安全に、快適に、お使いいただくために、使用前に必ず取扱説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。
- ガス機器使用時の不快な臭いや炎のあふれ、機器本体の異常な過熱などがあるときは、使用を中止し、購入店にご連絡ください。

⚠️ ガス機器はガスの種類に合わせて

●ガスの種類とガス機器が合っていないと、不完全燃焼をおこし大変危険です。その場合は、ガス機器の調整(有償)が必要です。



⚠️ ガス機器の使用中は常に換気

●ガス機器をお使いになるときは、必ず換気をしてください。



⚠️ ガス機器の排気口や周辺に、可燃物を放置すると火災の恐れがあります。

●ガス機器は取扱説明書の記載に従い、周囲との離隔距離を正しくとってください。

⚠️ 機器の上方に窓がある場合、使用中は閉めてください。

●屋外でご使用のガス機器でも、窓や換気口等の建物開口部から排気が室内に流入し、不快な臭いがしたり気分が悪くなる恐れがありますので、ガス機器使用中は、付近の窓を必ず閉めてください。
●機器の排気口周辺がすすけていたり、機器使用中に気分が悪くなった場合は、機器が不完全燃焼している恐れがあります。至急、機器購入店または修理店にご連絡ください。

⚠️ 給排気設備には守らなければならない基準があります。

- 屋内にあるガスふろがまやガス湯沸器などは、法令により、適正な給排気設備の取り付けが義務づけられています。給排気設備に不備があると、一酸化炭素中毒をおこす場合があります。大変危険です。
- ガスのふろがまや大型の給湯器などの給排気筒工事を行うには、国で定められた資格が必要です。よく確認して工事を依頼しましょう。
- 施工後、正しく設置されたことを表示したラベルが貼付されていることをご確認ください。(小型湯沸器を除く)

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示

工事事業者の氏名 又は名称及び連絡先	
監督者の氏名	
資格証の番号	
施工内容及び 施工年月日	年 月 日

⚠️ 特殊な機器をお使いのみなさまに

- 酸素・圧縮空気などと都市ガスをあわせてお使いになるときは、ご使用前に必ず大阪ガスにご相談ください。
- 炉・大型ボイラーなど、特殊な機器の設置や撤去の際は必ず大阪ガスにご連絡ください。
- 理・美容院、クリーニング店、工場などの特殊な薬品を使用する場所では、密閉燃焼式又は屋外設置式のガス機器を設置してください。

⚠️ 点火・消火と炎の色は自分の目で確認

- 点火したあとは、必ず着火したかどうかをお確かめください。
- 消火のときも、器具栓をしっかり閉め、炎が完全に消えたのを確認しましょう。
- ガス機器をご使用中は、煮こぼれなどによる立消えにご注意ください。
- ガス機器のバーナーは、煮こぼれなどで炎孔が詰まらないう、ワイヤーブラシ等でときどき掃除してください。
- いつも青い正常な炎で燃えるよう、空気孔の調節も忘れずに。(立消え安全装置付ガス機器をおすすめします。)



⚠️ 閉店退社時にはガス栓も閉めて

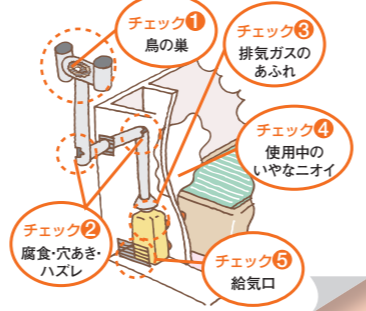
- 閉店または退社されるときは、器具栓だけでなく、ガス栓も必ず閉めてください。
- 使用していないガス栓には、必ずゴムキャップを取りつけてください。
- 日頃から、ガス栓や接続具のある場所を確認しておきましょう。



⚠️ 排気筒(煙突)は時々点検

●排気筒が詰まっていると不完全燃焼をおこし、一酸化炭素が発生する場合があります。大変危険です。また、ふろがまや湯沸器を設置している場所の排気口・給気口は絶対にふさがないようにしてください。火が途中で消えたり、不完全燃焼の原因になります。

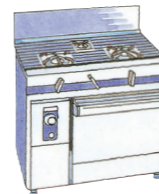
※図のような現象などの異常がある場合は、すぐにガスの使用をやめ、大阪ガスへご連絡ください。



万一のウツカリも安心 安心機能付ガス機器

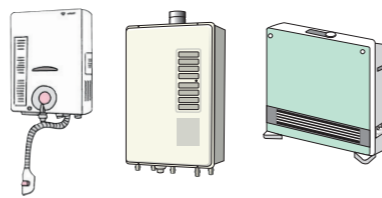
立消え安全装置付ガス機器

知らない間に、煮こぼれなどで立ち消えが起こった場合、自動的にガスをストップします。



不完全燃焼防止装置付ガス機器

ウツカリ換気を忘れていたり、ホコリによる目づまり等があったとき、異常を感じ自動的にガスを止めます。



不完全燃焼防止装置が付いていても換気をしてください。

さらに安心

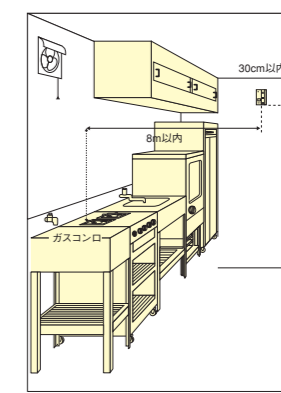
ガス・CO警報器(業務用)

ガスもれと不完全燃焼をすばやくキャッチ! 光と音でお知らせします。空気がきれいなときは、緑色ランプが点灯。ガスもれのときは、爆発限界濃度の1/4に達すると赤ランプが点灯し、警報が鳴ります。

※ガス警報器は有効期間(5年)がきたらお取り換えください。



(天井直付形)



おすすめします 業務用安全システム

安全設備などは、ときどき作動点検を

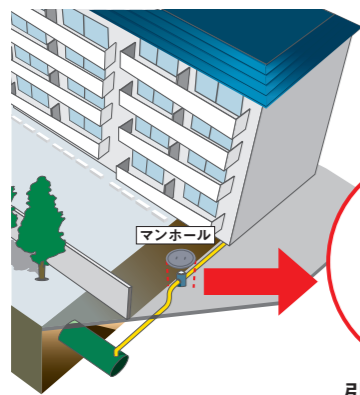
ガス警報器は正しい位置に取り付けられていますか。

万一のときに備えて、ガス警報器やガスを自動遮断する安全設備などを、ときどき作動点検されていますか。

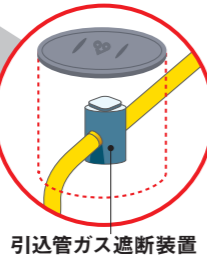
また、建物内の各テナントの方は、建物全体の安全設備についても、その設置場所や機能を確認して、

いざというときのために、操作方法や避難方法も訓練しておきましょう。

引込管ガス遮断装置



ガスもれ等、緊急事態がおこったとき、地上からの操作により建物全体のガスを遮断し、二次災害等の発生を防止する装置です。



引込管ガス遮断装置

上から見た引込管ガス遮断装置
マンホールの例

大阪ガスからのお願い

●マンホールの上に障害物等(自動販売機、クーラー、物置等)を置かないください。



●道路工事等により、マンホールが埋められる恐れがありますので、事前に設置位置をご確認しておいてください。

●万が一、埋められたり、設置位置等が不明な場合は、大阪ガスまでご連絡をお願いします。

事前に工事内容のご協議を!!

●ガス管近傍での工事の際には、大阪ガスと事前に協議をお願いします。



防災センター

緊急ガス遮断装置



ガスメーター

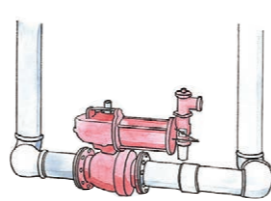
業務用
連動遮断装置



ガス本支管

緊急ガス遮断装置

ガスもれ、地震等の緊急事態がおこったとき、防災センターや守衛室などに設置のボタン操作で、建物全体のガス供給をすぐに遮断できる装置です。また、大地震等の場合に、自動的にガスを遮断するためには、感震器との連動が必要です。

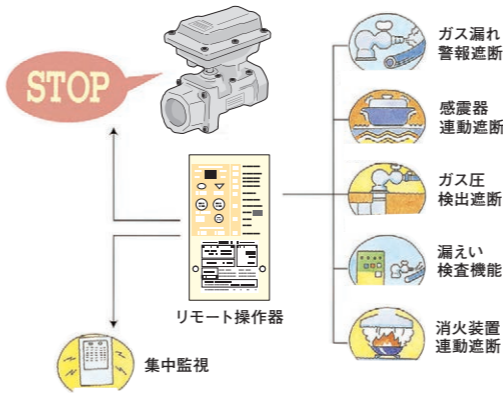


※定期点検が必要です。(有償)

業務用連動遮断システム 自動ガス遮断装置

閉店後などにメーターガス栓の閉止に代わり、ボタン操作だけで遮断弁を開閉できる装置です。また、内蔵した安全機構により遮断弁を開けるとき、ガス栓や器具栓がまちがって開いていないか、自動的に確認するので、ガスもれ事故を未然に防げます。建物内の各テナントごとの、設置をおすすめします。

※定期点検が必要です。(有償)
※設置期限を越えたものについては取替をおすすめします。(有償)



- ガス漏れ警報遮断
- 感震器連動遮断
- ガス圧検出遮断
- 漏えい検査機能
- 消火装置連動遮断

ガスの臭いや危険を感じたときは速やかにお客さま等を安全な場所に避難誘導してください。

厨房

換気は十分か、
不完全燃焼していないか…
使うたびに確かめて。

Kitchen



排気設備は正しく設置してください。

正しくない例 1



屋外設置形の
屋内での使用
※屋外に取り付けてください。

正しくない例 2



強制排気式湯沸器の
排気ダクト直結
※排気筒は直接屋外へ出してください。
※排気ダクト直結型の機器は接続可能です。

伝熱火災・ダクト火災・一酸化炭素中毒にご用心

壁の表面がステンレスやタイル貼りでも、下地が木材の場合は、伝熱火災を起こすことがあります。ガス機器を設置する前には、側壁との離隔を十分とるなど、取扱説明書をよくお読みの上で設置してください。また、排気フードやダクトの中に油やほこりがたまると、ダクト火災をおこしたり、排気がさまたげられて一酸化炭素中毒や死亡事故に至るおそれがあります。普段から、フード内の清掃を心がけましょう。

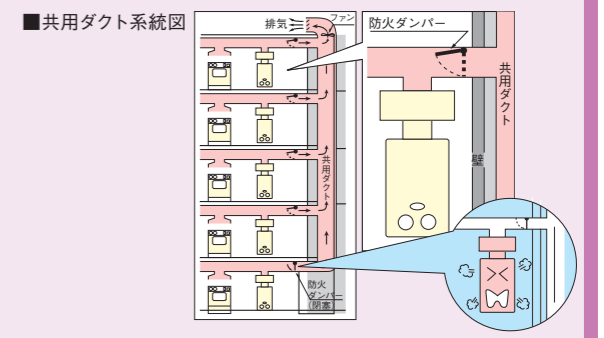
金属可とう管接続に注意

金属可とう管は振動や繰り返しの曲げ伸ばしにより、ガス漏れが発生する可能性があります。清掃などで頻りに移動を行ったり、振動が加わる可能性がある場合は、強化ガスホースへの取替えをおすすめいたします。

排気ダクトについてのご注意

共用機械排気方式のダクトによるガス機器の排気設備をお持ちのお客さまは、下記の点にご注意ください。

- ①ガス機器は、排気ファンの稼働中にご使用ください。
- ②排気ダクトに防火ダンパーが設置されている場合は、防火ダンパーが作動して(排気ダクトをふさいで)いないことをご確認ください。
- ガス機器の排気が十分に行われないと、不完全燃焼をおこし、排気ガスが室内に流入して一酸化炭素中毒をひき起こすおそれがあり、危険です。
- ガス機器が正常に燃焼するためには、排気とともに新鮮な空気が必要です。給気口は絶対にふさがらないでください。
- ガス機器ご使用中に、万が一イヤな臭いがしたり、目にしみたりしたときは、ガス機器の使用を中止し、窓や扉を開けて新鮮な空気を入れ、すぐに最寄りの大阪ガスへご連絡ください。



開店前の仕込み時等にも換気は忘れずに！

ガス機器の中には、ガス消費量が多く、かつ排気量も非常に多いものがあり、これらのガス機器をご使用の際に換気設備を動作させずにご使用になりますと一酸化炭素中毒の原因となり大変危険ですので「開店前の仕込み時」「閉店後の片付け時」にも必ず換気をお願い致します。

の部分につきましては、従業員の方へも十分周知・教育をお願いします。

換気設備のスイッチの位置・使用方法等を確認してください。

換気を忘れずに

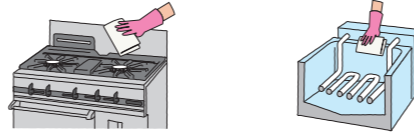
ガスが燃焼するには、新鮮な空気(酸素)が必要です。空気が不足すると不完全燃焼をおこして、一酸化炭素中毒の原因になります。ガス機器をご使用の際は、必ず換気をお願いします。目がチカチカしたり、気分が悪くなった場合は、一酸化炭素中毒の可能性があります。すぐにガス機器の使用を中止し、換気を行いガス会社の緊急連絡先へご連絡ください。

鍋や壁に黒いススが付いていないか確認を

鍋底にススが付着している場合、ガス機器が不完全燃焼を起こしている可能性があります。適正なサイズの調理器具の使用や適正な五徳の設置、メーカーへガス機器のメンテナンス依頼などを行ってください。

油汚れ用強力洗剤のご使用について

厨房機器のアルミ、銅、真鍮油汚れ用強力洗剤を直接塗ってください。錆、腐食の原因によるおこす可能性があり危険



ガス管の状態をチェック(特にスノコの下は注意)

調理の際の水分や塩分・酸が付着するとガス管が腐食しやすくなり、ガスもれをおこす場合があります。特に床にスノコを敷いていてガス管が見えない場合は、時々スノコを上げてガス管を点検してください。また、露出しているガス管も点検をお願いします。※腐食が進行するとお取り替え(有償)が必要になります。大阪ガスにご相談ください。※長期間ガスを使用していない状態で使用を再開する場合は、ガスの臭い等の異常がないかをご確認ください。

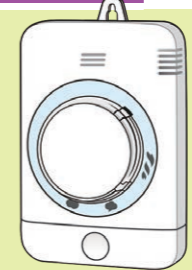
ガス機器を安全にお使いいただくためのお願い

日頃のお手入れを行い、ガス機器をきれいに保つことが大切です。きれいに保つことで、ガス機器を長くお使いいただくことができます。しかし、きれいに保っていても経年劣化は避けられません。異常を感じたらそのまませず、メーカーなどにメンテナンスを依頼してください。

ガスの臭いや危険を感じたときは速やかにお客さま等を安全な場所に避難誘導してください。

ガス・CO警報器の設置をおすすめいたします。

※ガス警報器は有効期限をご確認いただき、期限内で取替えをお願いいたします。また吹鳴した場合は、ガス機器の使用を停止し、窓などを開け換気を行い、ガス会社の緊急連絡先へご連絡ください。



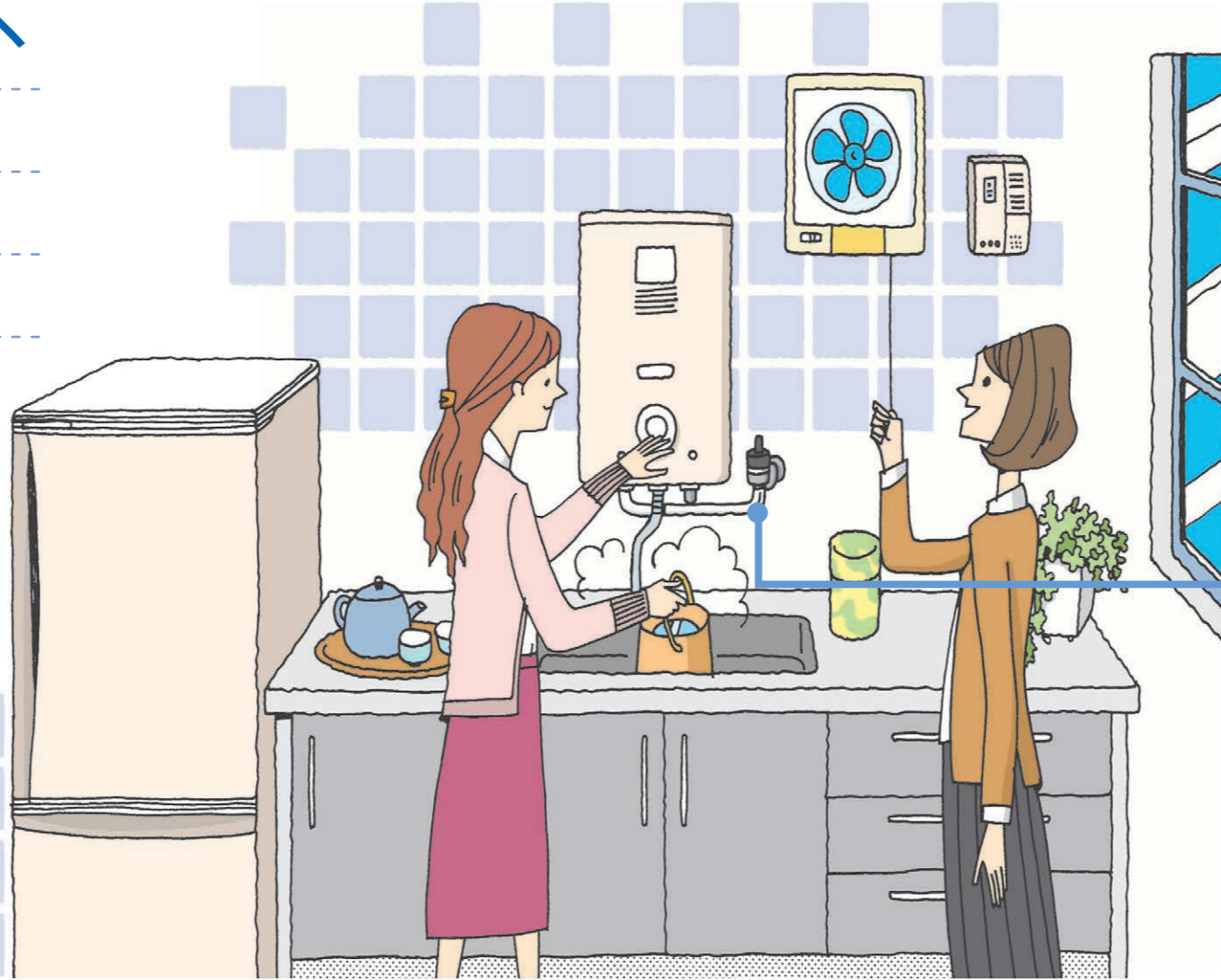
“ガスもれ”や“不完全燃焼”を、光と音声で、お知らせします。

ガスもれ、あるいは不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を検知した場合、ランプと音声でお知らせします。また両方が同時に発生した場合には、交互に警報を繰り返します。

オフィス

換気を忘れず、
いつも安心、
快適なオフィス。

Office



の部分につきましては、
従業員の方へも十分周知・
教育をお願いします。



換気設備のスイッチ
の位置・使用方法
等を確認してくだ
さい。



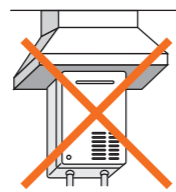
換気を忘れずに

ガスが燃焼するには、新鮮な空気(酸素)が必要です。空気が不足すると不完全燃焼をおこして、一酸化炭素中毒の原因になります。ガス機器をご使用の際は、必ず換気をお願いします。目がチカチカしたり、気分が悪くなった場合は、一酸化炭素中毒の可能性があります。すぐにガス機器の使用を中止し、換気を行いガス会社の緊急連絡先へご連絡ください。



排気設備は正しく設置してください。

正しくない例 1



屋外設置形の
屋内でのご使用

※屋外に取り付けてください。

正しくない例 2



強制排気式湯沸器の
排気ダクト直結

※排気筒は直接屋外へ出してください。
※排気ダクト直結型の機器は接続可能です。



ガスの臭いや危険を感じたときは速やかにお客さま等を安全な場所に避難誘導してください。

ご存知ですか？

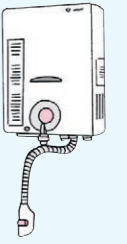
不完全燃焼防止装置付ガス小型湯沸器

●ほこりによる熱交換器の目づまり等があった時、炎の異常を検知し、自動的にガスを止めます。でも、

※安全装置がついていても必ず換気してください。

※次の現象が現れた場合は、継続して使用すると不完全燃焼による一酸化炭素中毒のおそれがあり、大変危険です。直ちに使用を中止し、販売店または大阪ガスまでご連絡ください。

- ①ご使用中、火が消える場合(安全装置が作動している可能性があります)
 - ②過去に火が消えていた場合
 - ③前板の塗装が部分的に黒く変色した場合
 - ④その他、ご使用時に不快な臭い、炎のあふれ、機器本体の異常な過熱などがある場合
- ※強化ガスホースで接続してください。



ガス栓や接続具も日頃からチェック

ガス栓がどこにあるか、日頃から確認しておいてください。ガス機器を使い終わったら、すぐその場で器具栓はもちろん、ガス栓も閉めてください。また最後に退社される方は、器具栓・ガス栓共に閉まっているかどうか、チェックしましょう。ひび割れや固くなったりした古いゴム管はお早めにお取り替えください(有償)。



共用機械換気設備で使用上のご注意

ガス機器は、排気ファンの稼働中にご使用ください。ガス機器が正常に燃焼するために、新鮮な空気が必要です。



給気口は絶対ふさがない

給気口は絶対にふさがないでください。ガス機器ご使用中に、万が一イヤな臭いがしたり、目にしめたりしたときは、ガス機器の使用を中止し、窓や扉を開けて空気を入れ換え、すぐに最寄りのお客さまへご連絡ください。

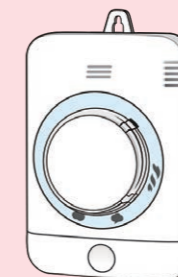


一人一人が換気を確認

湯沸器などガス機器をお使いになるときは、その都度、使う人が換気扇などで換気してください。うっかり換気を忘れると、危険な一酸化炭素中毒や死亡事故につながる場合があります。

ガス・CO警報器の設置をおすすめいたします。

※ガス警報器は有効期限をご確認いただき、期限内で取替えをお願いいたします。また吹鳴した場合は、ガス機器の使用を停止し、窓などを開け換気を行い、ガス会社の緊急連絡先へご連絡ください。



“ガスもれ”や“不完全燃焼”を、
光と音声で、お知らせします。

ガスもれ、あるいは不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を検知した場合、ランプと音声でお知らせします。また両方が同時に発生した場合には、交互に警報を繰り返します。

パン・菓子店

換気扇・換気装置の作動を必ず確認！

Bakery



の部分につきましては、従業員の方へも十分周知・教育をお願いします。



換気設備のスイッチの位置・使用方法等を確認してください。



換気を忘れずに

ガスが燃焼するには、新鮮な空気(酸素)が必要です。空気が不足すると不完全燃焼をおこして、一酸化炭素中毒の原因になります。ガス機器をご使用の際は、必ず換気をお願いします。目がチカチカしたり、気分が悪くなった場合は、一酸化炭素中毒の可能性があります。すぐにガス機器の使用を中止し、換気を行いガス会社の緊急連絡先へご連絡ください。



共用機械換気設備で使用上のご注意

ガス機器は、排気ファンの稼働中にご使用ください。ガス機器が正常に燃焼するために、新鮮な空気が必要です。



給気口は絶対ふさがない

給気口は絶対にふさがないでください。ガス機器ご使用中に、万が一やな臭いしたり、目にしみたりしたときは、ガス機器の使用を中止し、窓や扉を開けて空気を入れ換え、すぐに最寄りの大阪ガスへご連絡ください。



ガスの臭いや危険を感じたときは速やかにお客さま等を安全な場所に避難誘導してください。



開店前の仕込み時等にも換気は忘れずに！

パン釜や蒸し器の中には、ガス消費量が多く、かつ排ガス量も非常に多いものがあり、これらのガス機器をご使用の際に換気設備を作動させずにご使用になりますと一酸化炭素中毒の原因となり大変危険です。

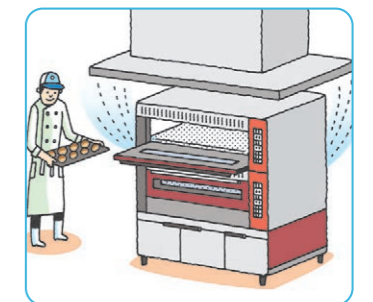
「開店前の仕込み時」
「閉店後の片付時」にも

必ず換気をお願い致します。



フィルターやガス機器の定期的な清掃を！

排気フードや給湯器、パンオーブンのフィルター、またパンオーブン内部の給気ファンなどはパン粉が原因で目詰まりすることで、一酸化炭素中毒の原因となります。定期的な清掃をお願いいたします。



排気設備は正しく設置してください

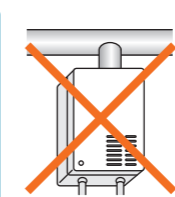
正しくない例1



屋外設置形の屋内での使用

※屋外に取り付けてください。

正しくない例2

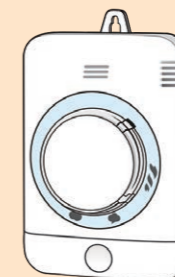


強制排気式湯沸器の排気ダクト直結

※排気筒は直接屋外へ出してください。
※排気ダクト直結型の機器は接続可能です。

ガス・CO警報器の設置をおすすめいたします。

※ガス警報器は有効期限をご確認いただき、期限内で取替えをお願いいたします。また吹鳴した場合は、ガス機器の使用を停止し、窓などを開け換気を行い、ガス会社の緊急連絡先へご連絡ください。



“ガスもれ”や“不完全燃焼”を、光と音声で、お知らせします。

ガスもれ、あるいは不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を検知した場合、ランプと音声でお知らせします。また両方が同時に発生した場合には、交互に警報を繰り返します。

理・美容院 クリーニング店

給排気にご注意！
ガスを安全に
お使いいただくために、
こまめな点検・お手入れを

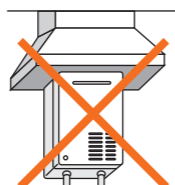


Salon Cleaning

!の部分につきましては
従業員の方へも十分周知・教育を
お願いします。

! 排気設備は正しく設置してください。

正しくない例1



**屋外設置形の
屋内でのご使用**

※屋外に取り付けてください。

正しくない例2



**強制排気式湯沸器の
排気ダクト直結**

※排気筒は直接屋外へ出してください。
※排気ダクト直結型の機器は接続可能です。

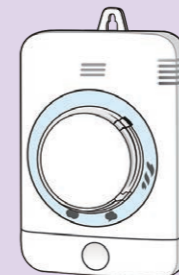
! ガスの臭いや危険を感じたときは速やかにお客さま等を
安全な場所に避難誘導してください。

! 特殊な薬品を使用する場所では
定期的な排気筒及びガス給湯器
の点検をおすすめいたします。

ヘアスプレー・パーマ液・クリーニング溶剤等の薬品を大量にお使いになる場合は、この薬品がガス給湯器の燃焼に使われる空気に混入し、発生した腐食性ガスによって、ガス給湯器及び排気筒の腐食(サビ・穴あき)が起こりやすくなります。

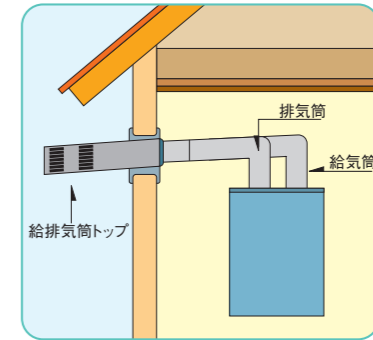
**ガス・CO警報器の
設置をおすすめ
いたします。**

※ガス警報器は有効期限をご確認いただき、期限内で取替えをお願いいたします。また吹鳴した場合は、ガス機器の使用を停止し、窓などを開け換気を行い、ガス会社の緊急連絡先へご連絡ください。



**密閉式ガス給湯器又は
屋外設置形をおすすめいたします。**

密閉式ガス給湯器の場合は屋外の空気を取り入れてガスを燃焼するので、薬品によるガス給湯器及び排気筒の腐食の心配もなく屋外設置式の給湯器も安心してご使用いただけます。

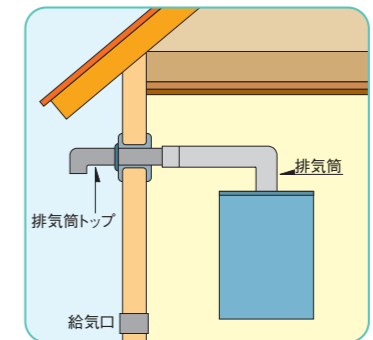


**密閉式
ガス給湯器**

屋外から取り入れた空気を使ってガスを燃焼し、屋外に排気ガスを排出する方式のガス給湯器

**半密閉式ガス給湯器の場合は定期的な
排気筒の点検をおすすめいたします。**

半密閉式ガス給湯器をお使いの場合、排気筒の腐食により穴があくと排気が室内にもれ、機器が経年劣化すると一酸化炭素による中毒や死亡事故につながる恐れがあります。このような事故予防のために、定期的な点検をおすすめいたします。大阪ガスまたは機器施工業者にご依頼下さい。(有償)



**半密閉式
ガス給湯器**

燃焼空気を屋内から取り入れ、排気ガスを排気筒で屋外に排出する方式のガス給湯器

**“ガスもれ”や“不完全燃焼”を、
光と音声で、お知らせします。**

ガスもれ、あるいは不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を検知した場合、ランプと音声でお知らせします。また両方が同時に発生した場合には、交互に警報を繰り返します。

ホテル・旅館等

ボイラー等をご使用される場合は、
定期的な点検をお願いします。

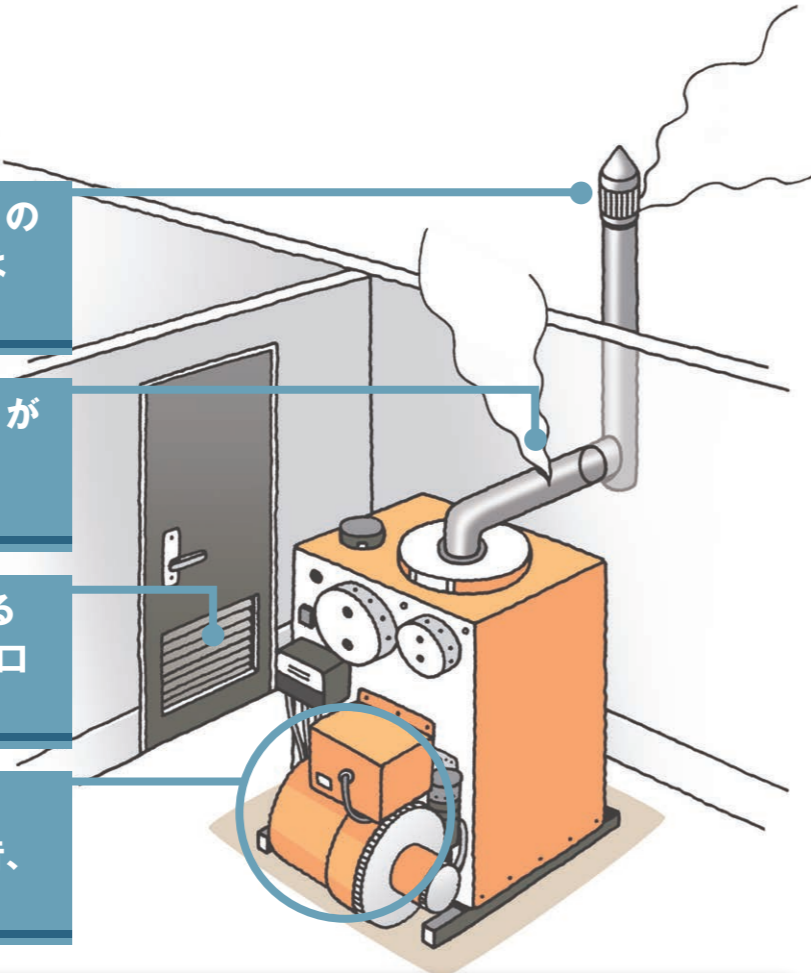
Hotel

ご注意 1 ボイラー等の煙突(排気筒)の
先端部に、障害物、ゴミ等は
ありませんか？

ご注意 2 ボイラー等の煙突(排気筒)が
外れたり、隙間ができて
いませんか？

ご注意 3 ボイラー等が設置されている
部屋の換気を行う窓や給気口
等に変化はありませんか？

ご注意 4 ボイラー等のファンに
作動不良や従来にない異音、
等の変化はありませんか？



お願い

- 点検の結果、異常があった場合は使用を控えていただき、ボイラーメーカー、メンテナンス会社等へご連絡ください。
- 日常的な点検も合わせてお願いします。

もしも！ ガス機器使用中に、
こんなふうになったら！

- 不完全燃焼による一酸化炭素(CO)中毒の恐れがあります。
- すぐに、ガス機器の使用を中止して、販売店や機器メーカーに点検を依頼してください。
- ガスもれと思われるときは、大阪ガスのガスもれ専用電話にお電話下さい。

不快な臭い

目がチカチカ

気分が悪い

つけたら
換気

換気!

換気を怠ると一酸化炭素による中毒や死亡事故につながる可能性があります。



ガスの臭いや危険を感じたときは速やかにお客さま等を安全な場所に避難誘導してください。

学校・幼稚園等

暖房器具をご使用中は、
1時間に1~2回(1~2分)程度、窓を開けて、
必ず換気をお願いします。

School

**コンロの
接続注意
点**

●ゴム管は、グリルの排気口やコンロの
下や内部など、ガス機器等の
高温部から十分
に距離をとって
接続してください。



**暖房器具
の接続注意
点**

●必ずガスコードで接続してください。
(一部の機器を除く)



●下記の部品を接続しないでください。
ガスもれ、火災につながる恐れがあります。



⚠️ ご使用されるガス機器の接続口に合った接続具を
使用しないとガスもれ、火災につながる恐れがあります。



お願い

- 燃焼部分が下記のような金網式ガストーブをお持ちの方は、
大阪ガスまで
ご連絡ください。



もしも！ ガストーブをご使用中に右記のような現象があれば、
ご使用をすぐに中止していただき、大阪ガスにご連絡ください。

不快な臭い

燃焼部分が変形している

炎があふれている

ススが付着



ガスの臭いや危険を感じたときは速やかにお客さま等を安全な場所に避難誘導してください。

不完全燃焼
防止装置が
付いていない

小型湯沸器を ご使用のみなさまへ

こんな使い方

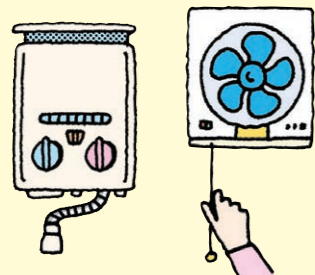
こんなときに



一酸化炭素中毒 を起こす危険があります。

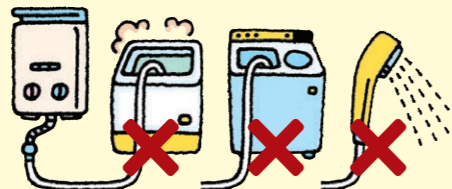
ついつかり 換気を 忘れたとき

必ず換気扇をまわすか、窓を開けるかして、換気をしてください。



誤った 使い方を したとき

- お風呂・シャワー・洗髪・洗たく機への給湯はしないでください。
- 長時間の連続使用はしないでください。



湯沸器の 老朽化が 進んでいるとき

内部が汚れていたり、老朽化すると、不完全燃焼をおこす原因になります。



換気を忘れると新鮮な空気が不足し、**不完全燃焼による一酸化炭素中毒をおこし、死亡事故につながる場合があります。**

気をつけましょう! 一酸化炭素中毒

一酸化炭素(CO)は無色・無臭で毒性の強い気体です。不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を吸うと、頭痛や吐き気、気分が悪くなるなど風邪によく似た症状があらわれます。症状が重いときには死亡に至ることもあります。小型湯沸器の使用中にこのような症状を感じたら、ただちに使用を中止し換気をしたうえで、お近くの大阪ガスまでご連絡ください。



より安心して
ご使用いただくために
不完全燃焼防止装置付の
ガス小型湯沸器への
取り替えをおすすめします。



屋内
設置形

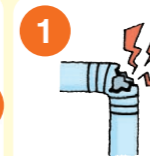
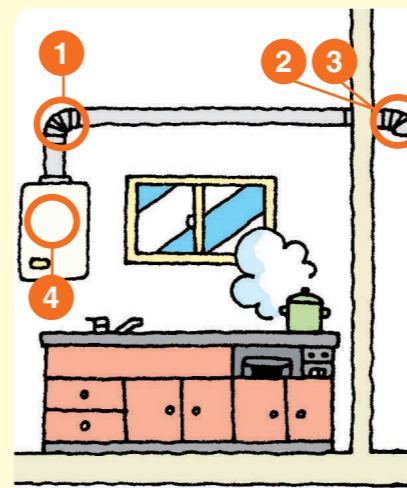
ガスふろがま・湯沸器を ご使用のみなさまへ

排気が室内に流入すると

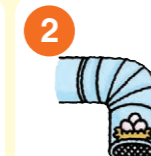


一酸化炭素中毒 を起こす危険があります。

チェックポイント



1 排気筒(煙突)に穴あき、はずれはありませんか?



2 排気筒(煙突)に鳥の巣など異物がつまっていますか?



3 排気筒(煙突)の防火ダンパーが作動し排気をふさいでいませんか?
排気筒へのダンパーの設置は法律(建築基準法)で禁止されています。



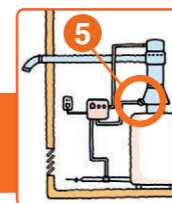
4 ファンの回転音はしますか?

- ✓ 給気口はガス使用中には絶対にふさがないようにご注意ください。
- ✓ 強制排気式の湯沸器をお使いの場合は、排気ファン用のコンセントは、絶対に抜かないようにしてください。
- ✓ 排気筒(煙突)先端部は、防鳥網の構造にしてください。
- ✓ 増改築工事や塗装工事などで排気筒(煙突)を取り外したり、給排気設備をシートなどでおおったりした場合は、ガス機器を使用しないでください。



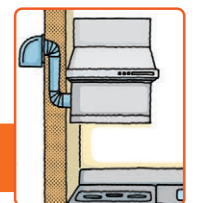
このような機器をお使いの皆さまもご注意ください。

後付排気扇式
ふろがま・
湯沸器

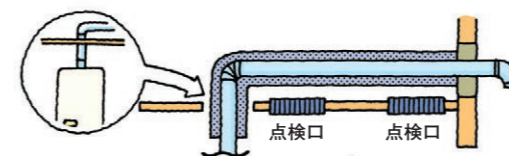


5 排気があふれていたり、検知器がはずれていたりしませんか?

レンジフード型
湯沸器



隠ぺい部に排気筒(煙突)がある場合



排気筒(煙突)に巻いている断熱材に穴があいていないか、シミがないかを点検してください。異常を見つけた場合は、大阪ガスにご相談ください。また、点検口がない場合は、排気筒(煙突)全てが点検できる点検口を設置してください。

上記のような不具合があると、ガスふろがま・湯沸器等の排気が室内に流入し一酸化炭素中毒になる恐れがあります。こまめな点検・お手入れを忘れないでください。

より安心して
ご使用いただくために
「屋外設置式機器」を
おすすめします。



浴室内
設置形

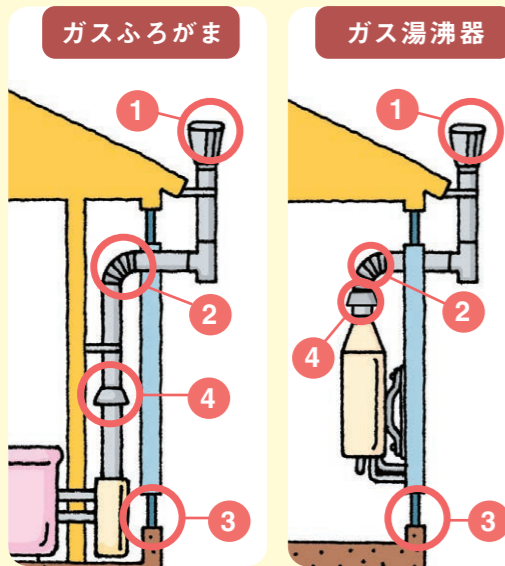
ガスふろがま・湯沸器を ご使用のみなさまへ

給排気設備に不備があると



一酸化炭素中毒 を起こす危険があります。

チェックポイント



- 1 排気筒(煙突)に鳥の巣など異物が詰まっていますか?
- 2 排気筒(煙突)に穴あき、はずれはありませんか?
- 3 給気口がふさがっていますか?

- 4 排気(のあふれ)がある場合や、入浴中やシャワーを使用中に不快な臭いがする時はすぐにガスの使用をやめ、大阪ガスへご連絡ください。
 正常な排出 正常に排出されていない 排気が正しくおこなわれているか、ご使用中にときどき確認してください。(線香などの煙で確認してください。) ※おふろをご使用中は、排気筒(煙筒)が熱くなりますので、確認の際はご注意ください。また、異常がある場合は、すぐに販売店または大阪ガスにご連絡ください。

- ✓ 増改築工事や塗装工事などで排気筒(煙突)を取り外したり、給排気設備をシートなどでおったりした場合は、ガス機器を使用しないでください。
- ✓ ガスふろがま・湯沸器の付近には、燃えやすいものを置かないようにしてください。



隠ぺい部に 排気筒(煙突)がある場合

排気筒(煙突)に巻いている断熱材に穴があいていないか、シミがないかを点検してください。異常を見つけた場合は、大阪ガスにご相談ください。また、点検口がない場合は、排気筒(煙突)全てが点検できる点検口を設置してください。

気をつけましょう! 一酸化炭素中毒

一酸化炭素(CO)は無色・無臭で毒性の強い気体です。不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を吸うと、頭痛や吐き気、気分が悪くなるなど風邪によく似た症状があらわれます。症状が重いときには死亡に至ることもあります。小型湯沸器の使用中にこのような症状を感じたら、ただちに使用を中止し換気をしたうえで、お近くの大阪ガスまでご連絡ください。



より安心して
ご使用いただくために
「不完全燃焼防止装置付き
強制排気式機器」
「屋外設置式機器」を
おすすめします!

より安心してご使用いただくために

安全機器の
ご紹介

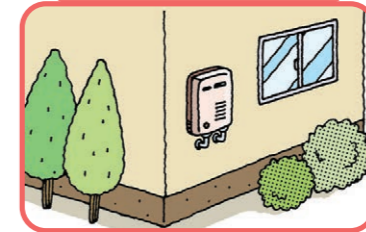
「不完全燃焼防止装置付き強制排気式機器」
「屋外設置形機器」をおすすめします!

不完全燃焼防止装置付き
強制排気式機器



排気ファンによって強制的に排気を屋外へ排出します。コンパクトで操作も簡単です。

屋外設置形機器



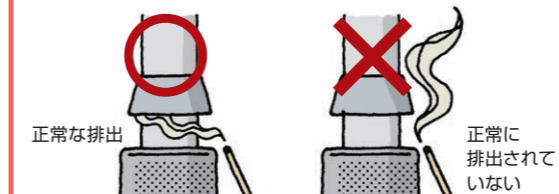
屋内のスペースが有効に使え、排気筒(煙突)の設備も不要です。また、浴所から離れた所でも設置できる設置フリー形もあり、屋内からリモコン操作ができます。

おねがい

排気筒(煙突)式ガスふろがま・湯沸器をお使いの場合は、こまめな点検で安全確認をしてください。



地震・台風・強風・大雪のあとは、排気筒(煙突)のはずれや、こわれがないかどうか確認してください。



~排気(のあふれ)Check!~

排気が正しくおこなわれているか、ご使用中にときどき確認してください。

※点検方法…線香などの煙でテストしてください。

屋外設置形機器を、屋内に設置したり波板などで囲うことは危険です。



●屋外設置式機器を波板などで囲うと、新鮮な空気が不足し、不完全燃焼による一酸化炭素中毒をおこし、死亡事故につながる場合があります。また機器の故障につながる場合もあります。

給排気設備には守らなければならない基準があります。

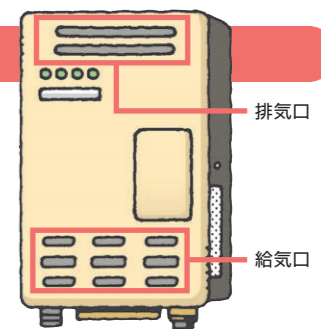


●屋内にあるガスふろがまやガス湯沸器等は、法令より、適正な給排気設備の取付けが義務づけられています。給排気設備に不備があると不完全燃焼による一酸化炭素中毒をおこし、死亡事故につながる場合があります。
 ●ガスふろがまや大型のガス給湯器等の給排気設備工事を行うには、国で定められた資格が必要です。よく確認して工事を依頼しましょう。

給湯器をお使いのときは…

給気口・排気口を
おおわないようにしてください。

給気口・排気口がふさがれると、新鮮な空気が不足し、不完全燃焼による一酸化炭素中毒をおこし、死亡事故につながる場合があります。また、異常着火による機器故障の原因となります。



屋内・屋外
設置形

ガスボイラーを ご使用のみなさまへ

給排気設備に不備があると

ご使用機器が老朽化すると



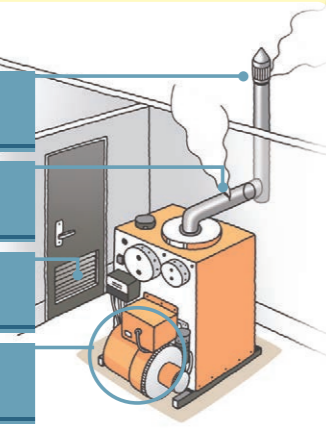
一酸化炭素中毒を起す危険があります。

●一酸化炭素(CO)は、無色・無臭で感知しにくい気体ですが毒性は強力です。

チェックポイント

屋内設置形

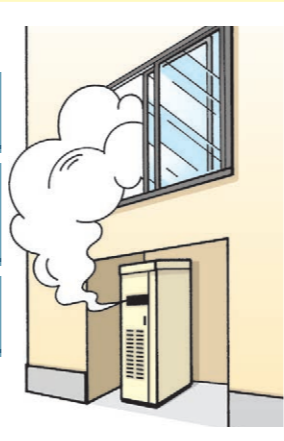
- ① 煙突(排気筒)の先端部に、障害物、ゴミ等はありませんか？
- ② 煙突(排気筒)が外れたり隙間ができていませんか？
- ③ 部屋の換気を行う窓や給気口等に変化はありませんか？
- ④ 作動不良や従来にない異音等の変化はありませんか？



- ☑ 排気筒の先端部分を塞がれると排ガスが屋内に流入し、一酸化炭素中毒事故をおこし、死亡事故につながる場合があります。
- ☑ 排気筒が、屋内で外れたり、隙間が出来ると排ガスが屋内に流入し、一酸化炭素中毒事故をおこし、死亡事故につながる場合があります。
- ☑ 給気口等を塞がれると新鮮な空気が不足し一酸化炭素中毒事故をおこし、死亡事故につながる場合があります。
- ☑ ボイラー等のファンが作動不良により停止すると排ガスが屋内に流入し、一酸化炭素中毒事故をおこし、死亡事故につながる場合があります。

屋外設置形

- ① 屋外設置でも排ガスが滞留する場所に設置されていませんか？
- ② 機器付近に排ガスが屋内に流入する可能性のある窓・扉がありませんか？
- ③ 作動不良や従来にない異音等の変化はありませんか？



- ☑ 屋外設置形機器でも給排気が悪い場所に設置されると、新鮮な空気が不足し、一酸化炭素中毒を起し死亡事故につながる場合があります。
- ☑ 排ガスが窓・扉から屋内に流入し、一酸化炭素中毒をおこし、死亡事故につながる場合があります。
- ☑ 機器の老朽化が進むと燃焼のバランスが崩れやすく、不完全燃焼により一酸化炭素中毒事故をおこし、死亡事故につながる場合があります。

お願い

- 点検の結果、異常があった場合は使用を控えていただき、ボイラーメーカー、メンテナンス会社等へご連絡ください。
- 日常的な点検も合わせてお願いします。

もしも！ガス機器使用中に、
こんなふうになったら！

不快な臭い
目がチカチカ

気分が悪い

- 不完全燃焼による一酸化炭素(CO)中毒の恐れがあります。
- すぐに、ガス機器の使用を中止して、販売店や機器メーカーに点検を依頼してください。
- ガスもれと思われるときは、大阪ガスのガスもれ専用電話にお電話ください。



換気！

ガス機器のご使用に際しては

必ず給排気設備が必要です!!

給排気設備がない場合
(不備がある場合)

ガス機器が不完全燃焼を起こして一酸化炭素(CO)中毒の危険があります。

- 一酸化炭素(CO)は、無色・無臭で感知しにくい気体ですが毒性は強力です。
- 手足がしびれて動けなくなることがあります。
- 重症になると脳神経細胞を破壊したり、意識不明や死亡に至ることがあります。

だから…

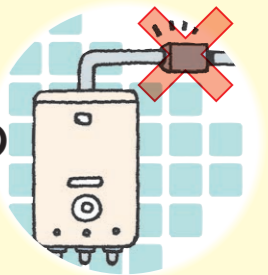
ご注意 1

ガスレンジなどには排気フード等が必要です!



ご注意 3

排気筒への防火ダンパーの設置は禁止されています!



ご注意 2

ガス給湯器などは排気筒が必要です!

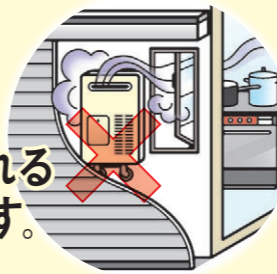


ご注意 4

ガス機器を使用する部屋などには給気口が必要です!



シャッターが閉まっても屋外に排気される設備が必要です。



屋外設置用機器は正しく、屋外に設置してください。



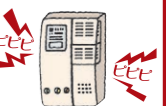
給排気設備をシートなどでおおったりしないでください。

増改築工事などで排気筒を取り外したり、塗装工事のために給排気設備をシートなどでおおったりした場合は、ガス機器を使用しないでください。



おすすめ

ガス・CO警報器は、ガスもれと不完全燃焼をすばやく知らせ!



もしも！ガス機器使用中に、

不快な臭い
目がチカチカ

気分が悪い

こんなふうになったら!

- 不完全燃焼による一酸化炭素(CO)中毒の恐れがあります。
- すぐに、ガス機器の使用を中止して、販売店や機器メーカーに点検を依頼してください。
- ガスもれと思われるときは、大阪ガスのガスもれ専用電話にお電話ください。



換気！

● 長期使用製品安全点検制度について

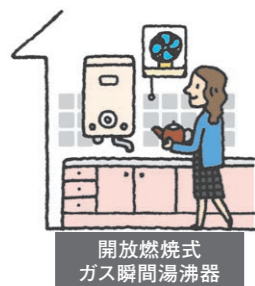
▶ 「長期使用製品安全点検制度」をご存知ですか？

～平成21年(2009年)4月以降に特定保守製品をご購入のお客さまへ～

製品が古くなると、部品が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故をおこす恐れがあります。「長期使用製品安全点検制度」では、メーカーなどに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けてください。(点検には料金がかかります。)

下記の対象製品(特定保守製品)をお持ちのお客さまは、所有者登録をしましょう。
(特定保守製品には、機器本体またはリモコンに「特定保守製品」と表示されています。)

屋内に設置されているガス瞬間湯沸器およびガスバーナー付きふろがまが対象です。



開放燃焼式
ガス瞬間湯沸器



半密閉燃焼式
ガス瞬間湯沸器



密閉燃焼式
ガス瞬間湯沸器



半密閉燃焼式
ガスバーナー付ふろがま



密閉燃焼式
ガスバーナー付ふろがま

ガス製品を安心して長くご使用いただくために、法定点検の他に定期的な点検をおすすめします。

屋外に設置されている製品や、平成21年(2009年)4月以前に購入された特定保守製品も点検可能です。詳しくはメーカーなどにお問い合わせください。

(製品によっては、点検の結果で整備が必要な場合に整備用部品がない場合があります。)
*特定保守製品には、電気製品や石油製品もあります。詳しくはメーカーへお尋ねください。
【電気製品】ヒルトン式電気食器洗浄機、浴室用電気乾燥機
【石油製品】石油給湯器、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房器

※ガス機器の安全性向上に伴い、2021年8月以降、ガス機器は特定保守製品から除外され、長期使用製品安全点検制度の対象外となりました。
詳細は、各ガス機器メーカーのHP等をご確認ください。

長期使用製品安全点検制度の流れ

「長期使用製品安全点検制度」は、メーカーに登録された所有者へ点検時期をお知らせして、点検を促すことで事故を防止するための制度です。所有者票を返送(所有者登録)しましょう。点検時期が来たら点検を受けましょう。*登録をいただいた所有者情報は、点検通知、リコール等の製品安全に関するお知らせに使用いたします。

点検時期の通知を受けるためには、所有者情報の正確な登録が必要です。変更の際は早めにメーカーにお知らせください。

*賃貸住宅・アパートなどで製品を家主さまが設置・所有している場合は、家主さまが所有者登録・点検のお申し込みをしてください。

- 1 販売者*から点検制度についての説明を受けます。
*工務店・不動産販売業者の場合もあります。
- 2 所有者票をメーカーへ返送します。(所有者登録)
- 3 点検時期が来たら通知が届きます。
- 4 点検を依頼します。
*点検には料金がかかります。
- 5 点検を受けます。

特定製造事業者 連絡先[平成29年(2017年)8月現在]

(株)ガスター	点検センター	0120-642-109
(株)世田谷製作所	営業部管理課	03-3707-5531
(株)タイハイ	本社	0256-92-7788
パース(臨産産業(株))	点検受付センター	0120-323-884
(株)長府製作所	点検連絡窓口	0120-921-971
(株)ノーリツ	コンタクトセンター	0120-911-026
(株)ハーマン	コンタクトセンター	0120-38-8180
(株)パロマ	お客様センター	0120-378-860
モリタ工業(株)	サービス課	0120-446-252
リンナイ(株)	製品点検センター	0120-493-110
東京ガス(株)	お客さまセンター	03-3344-9199
東邦ガス(株)	特定保守製品点検センター	0120-872-909
大阪ガス(株)	お客さまセンター	0120-0-94817

お持ちのガス機器のメーカーが上記連絡先がない場合には、以下にお問い合わせください。

一般社団法人日本ガス石油機器工業会
03-3252-6101

● お客さま情報の取り扱いについて

当社では、お客さまに都市ガスをはじめ当社の商品・サービスを安心、安全にお使いいただくために、お客さまの氏名、住所、電話番号等(以下「お客さま情報」といいます)の必要な情報を、事業を運営するにあたり取り扱わせていただいております。お客さま情報の取り扱いについて以下のとおり定めて適正な保護に努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

1 お客さま情報の利用目的

当社は、ガス・電気・熱等の各種のエネルギーをお客さまにご利用いただくにあたり、各種の申し込みの受付、保安点検、機器販売、工事等の機会に、当社が直接または業務委託先等を通じて、または電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客さま情報を取得しますが、これらの情報は以下の目的に利用させていただきます。

- ① エネルギー供給およびその普及拡大
- ② エネルギー供給設備工事
- ③ エネルギー供給設備・消費機器(厨房、給湯、空調等)の修理・取替・点検等の保安活動
- ④ 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- ⑤ エネルギー消費機器・警報器等の機器および住宅設備の販売(リース・レンタル等を含む)、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- ⑥ 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発
- ⑦ Daigasグループ会社の商品・サービスの紹介・提案(※1)
- ⑧ その他上記①から⑦に附随する業務の実施

※1 2020年4月1日追記

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、協力会社(サービスショップ、工事会社等)、Daigasグループ会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲でお客さま情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先との間で取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

2 情報の開示等

当社が保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の情報の開示等を希望される場合は、以下の方法で受け付けいたします。

- 受付手続き**
- 以下の受付窓口まで、電話、郵送または電子メールにてご連絡ください。
ご本人(代理人)であることの確認*をしたうえで、書面交付またはお客さまおよび当社が適当と認めた方法で回答いたします。お申し出内容によっては、当社所定の申込書面をご提出いただく場合があります。また、回答までに日数を要することがありますのでご了承ください。なお、書面での回答については、当社所定の手数料をお支払いいただきます。
 - 受付手続きについての詳細は、お申し出いただいた際にご案内いたします。
*ご本人からお申込みの場合は、ご本人であることを、以下の方法等で確認いたします。
 - 氏名・住所・電話番号・ご使用番号および料金支払いのための振替口座番号等の当社ご登録情報の確認
 - 当社ご登録電話番号へ折り返しお電話をさせていただくこと
 - 運転免許証、パスポート、個人番号カード(表面)、住民基本台帳カード、健康保険の被保険者証、印鑑証明書等の証明書類
- ※代理人からお申込みの場合は、ご本人からの委任状および委任状に押印された印鑑の印鑑証明書の確認、ご本人への電話等により確認させていただきます。

- 受付窓口**
- 電話の場合 **専用フリーダイヤル 0120-011480**
受付時間9時00分～17時30分(平日[土日祝日および5/1、12/29～1/4除く])
 - お話し お願い 電話でお問い合わせをいただいた場合、ご本人確認の確実な実施のため、ご本人しか知りえない情報(上記2の*)を確認させていただく場合があります。お手数ですが振替口座の通帳や過去のガス料金領収証などをお手元にご用意のうえ、お電話くださいますようお願いいたします。
 - 郵送の場合 〒541-0046 大阪市中央区平野町4丁目1番2号
大阪ガス株式会社「お客さま情報受付」係
 - 電子メールの場合 大阪ガスホームページ
(<https://www.osakagas.co.jp>)からお申込みください。
◀「お問合せ」をクリックし、さらに「お問い合わせフォーム」をクリックしてください。▶

● お客さま情報の取り扱いについて

③ お客さま情報の共同利用

当社は、以下のとおりお客さま情報の一部を共同利用します。

共同して利用するお客さま情報の項目	お客さまの氏名、年齢 ^{※2} 、性別 ^{※2} 、住所、電話番号、家族構成 ^{※2} 、ご自宅に関する情報 ^{※2} 、ご使用番号・契約番号等お客さま固有の識別番号、エネルギー供給設備・消費機器（附帯設備を含む）および警報器等（以下「ガス機器等」という）に関する販売（リース・レンタル等を含む）情報・施工情報および修理履歴（修理内容・結果、故障原因）、当社または共同利用者が関わる商品・サービスの契約内容およびご利用状況 ^{※2} 、当社または共同利用者のウェブサイトのご利用状況 ^{※2} 、当社または共同利用者が実施する各種アンケート結果 ^{※2} 、当社または共同利用者のお客さまとの通信・訪問履歴 ^{※2}
共同して利用する者の範囲 ^(*) <small>(※詳細は大阪ガスホームページに記載しています。)</small>	大阪ガスサービスショップ、大阪ガス風呂ショップ、大阪ガス住設機器特約店、大阪ガス空調特約店、大阪ガス空調販売店、大阪ガス空調代理店、大阪ガス営業用機器設備店、大阪ガス業務用空調メンテサービス会社、大阪ガスGHP特約店、大阪ガスメンテサービス会社、ガス開発業務協力会社、大阪ガス外管工学会社、大阪ガス内管工学会社、ガス機器等製造者・販売者等、Daigasグループ会社 ^{※2}
利用する者の利用目的	ガス機器等の安全性・品質向上のための情報収集、エネルギー・ガス機器等の販売（リース・レンタル等を含む）、ガス機器等の保証期間内修理その他の修理、保安活動の円滑な遂行、これらに付随する商品・サービスの紹介・提案、およびエネルギー・ガス機器等、前記の商品・サービスに関連して生ずる共同利用者間の債権債務決済業務
お客さま情報の管理について責任を有する者	共同利用者が関わる商品・サービスの契約内容およびご利用状況、共同利用者のウェブサイトのご利用状況、共同利用者が実施する各種アンケート結果、共同利用者のお客さまとの通信・訪問履歴:当該個人情報を一次的に取得した共同利用者 ^{※2} 上記以外の情報:大阪ガス株式会社

※2 2016年4月1日追記

また、当社は、各事業の遂行のため、お客さま情報の一部については、上記に加えて以下の共同利用も実施します。

(1) 電力小売事業に関する共同利用（2016年1月1日追記）

共同して利用するお客さま情報の項目	基本情報:お客さまの氏名、住所、電話番号および小売供給等契約（離島供給および最終保障供給に関する契約を含む）の契約番号 供給（受電）地点に関する情報:託送供給契約または発電量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法 ネガワット取引に関する情報:発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン
共同して利用する者の範囲 ^(※3)	小売電気事業者 ^(※4) 、一般送配電事業者 ^(※5) 、電力広域的運営推進機関、需要抑制契約者 ^(※6)
利用する者の利用目的	・託送供給等契約の締結、変更または解約 ・小売供給等契約（離島供給および最終保障供給に関する契約を含む）の廃止取次 ^(※7) ・供給（受電）地点に関する情報の確認 ・電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行 ・ネガワット取引に関する業務遂行のため
お客さま情報の管理について責任を有する者	基本情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者（但し、離島供給または最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については一般送配電事業者） 供給（受電）地点に関する情報:供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者 ネガワット取引に関する情報:需要抑制契約者

※3 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限ってお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者および一般送配電事業者との間にお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※4 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネ

ギー庁のホームページ

（https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/）をご参照ください。

※5 一般送配電事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ（https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/electric_transmission_list/）をご参照ください。

※6 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ（<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyosya.html>）をご参照ください）。

※7 「小売供給等契約（離島供給および最終保障供給に関する契約を含む）の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約（離島供給および最終保障供給に関する契約を含む）の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約（離島供給および最終保障供給に関する契約を含む）の解約の申込みを行うことをいいます。

(2) ガス小売事業に関する共同利用（2017年1月1日追記）

共同して利用するお客さま情報の項目	基本情報:お客さまの氏名、住所、電話番号および小売供給契約の契約番号 供給地点に関する情報:供給地点特定番号、内管工事番号 ^(※8) 、計器情報、負荷計測器有無、メーターガス栓位置情報、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報 供給地点に関するガス機器等の保安に関する情報:ガス事業法 ^(※9) 第159条第4項に規定する通知に関する情報
共同して利用する者の範囲 ^(※10)	ガス小売事業者 ^(※11) 、一般ガス導管事業者 ^(※12)
利用する者の利用目的	・託送供給契約の締結、変更または解約のため ・小売供給契約（最終保障供給に関する契約を含む。）の廃止取次 ^(※13) および供給者切替に伴うガス機器等の保安に関する情報の提供のため ・供給地点に関する情報の確認のため ・ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行のため ・ガス機器調査の結果の通知のため ^(※14)
お客さま情報の管理について責任を有する者	基本情報:小売供給契約を締結しているガス小売事業者（ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者） 供給地点に関する情報:供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含む。） 供給地点に関するガス機器等の保安に関する情報:小売供給契約を締結しているガス小売事業者（ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）

※8 2018年7月1日追記

※9 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）第5条による改正後のガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）をいいます。

※10 当社は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を共同利用します。

※11 ガス小売事業者とは、ガス事業法^(※9)第6条第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）の附則により、ガス小売事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ（https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/liberalization/retailers_list/）をご参照ください）。

※12 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法^(※9)第35条の許可を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、日本ガス協会のホームページ（<https://www.gas.or.jp/jigyosya/>）をご参照ください）。

※13 「小売供給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給契約の解約の申込みを行うことをいいます。

※14 ガス事業法^(※9)第159条第4項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者に対し、ガス機器調査の結果を通知します。

(3)ガス託送供給量拡大に関する共同利用(2018年7月1日追記)

共同して利用するお客さま情報の項目	お客さまの氏名、住所、内管工事番号、計器情報、用途、託送契約種別、事前登録番号
共同して利用する者の範囲	ガス小売事業者(※11)のうち、託送供給量拡大に関連して当社と業務委託契約を締結している事業者
利用する者の利用目的	託送供給量拡大に関連して発生する共同利用者間の債権債務処理業務のため
お客さま情報の管理について責任を有する者	お客さまの氏名、住所:ガス小売事業者(※11)のうち、託送供給量拡大に関連して当社と業務委託契約を締結している事業者 上記以外の情報:大阪ガス株式会社

(4)首都圏におけるエネルギー事業および関連事業の拡大に関する共同利用(2018年7月1日追記)

①株式会社東急パワーサプライとガスまたは電気の需給契約を締結しているお客さまの個人情報

共同して利用するお客さま情報の項目	基本情報(お客さまの氏名、年齢、性別、住所、電話番号、家族構成、ご加入サービス関連情報) 設備情報(お客さまのご自宅や電化製品・ガス機器等に関連する情報) 顧客接点情報(通信履歴・通信予定、訪問履歴・訪問予定、お客さまのお申し出内容・当社の対応内容、お客さまの当社ウェブサイトご利用状況、当社が実施したアンケート結果等)
共同して利用する者の範囲	株式会社CDエナジーダイレクト、東急でんき&ガスサポート、株式会社東急パワーサプライ、株式会社東急パワーサプライとガス事業について提携している事業者
利用する者の利用目的	共同利用者による、首都圏における商品・サービスの提案・提供・開発・改善およびこれらに付随する業務を行うため。
お客さま情報の管理について責任を有する者	当該個人情報を一次的に取得した共同利用者

② ①以外のお客さまの個人情報

共同して利用するお客さま情報の項目	基本情報(お客さまの氏名、年齢、性別、住所、電話番号、家族構成、ご加入サービス関連情報) 設備情報(お客さまのご自宅や電化製品・ガス機器等に関連する情報) 顧客接点情報(通信履歴・通信予定、訪問履歴・訪問予定、お客さまのお申し出内容・当社の対応内容、お客さまの当社ウェブサイトご利用状況、当社が実施したアンケート結果等)
共同して利用する者の範囲	株式会社CDエナジーダイレクト、株式会社CDエナジーダイレクトのガス小売事業の代理事業者その他の提携事業者、中部電力株式会社
利用する者の利用目的	・共同利用者による、首都圏における商品・サービスの提案・提供・開発・改善およびこれらに付随する業務を行うため。 ・共同利用者それぞれのサービスを組み合わせ、お客さまに対してセット販売およびこれに付随する業務を行うため。
お客さま情報の管理について責任を有する者	当該個人情報を一次的に取得した共同利用者

(5)CO中毒事故リスク低減活動に関する共同利用(2019年12月1日追記)

共同して利用するお客さま情報の項目(※15)	お客さまの氏名、住所、供給地点特定番号、内管工事完了日
共同して利用する者の範囲(※10)	ガス小売事業者(※11)、一般ガス導管事業者(※12)
利用する者の利用目的	CO中毒事故リスク低減活動のため
お客さま情報の管理について責任を有する者	当該個人情報を一次的に取得した共同利用者

※15 内管工事の機会に知りえた、業務用厨房設備物件、理容院・美容院の情報に限ります。

上記の「お客さま情報の取り扱いについて」の内容は、当社の「プライバシーポリシー(2020年4月改定)」の関連箇所を掲載しています。「プライバシーポリシー」の詳細、最新版については、大阪ガスホームページ(<https://www.osakagas.co.jp>)をご覧ください。

お電話でのお問い合わせ

※ガスもれ等緊急の際は昼夜を問わず「ガスもれ通報専用電話」へご連絡ください。

※携帯電話からもご利用になれます。

※電話番号をよくお確かめの上、おかけいただきますようお願いいたします。

地 域	ガスもれ通報 専用電話	大阪ガスへの お問い合わせ先代表 (お客さまセンター)	業務用定期保安巡回に関するお問い合わせ先	
			消費機器について	その他について
大 阪 市	大阪導管部 ☎0120-0-19424	大阪事務所 ☎0120-0-94817	☐Daigasエナジー株式会社 カスタマーファシリティ部 保安技術チーム ☎06-6586-3198	☐大阪導管部 ☎06-6586-3313 (左記の地域をご確認ください)
堺市、泉大津市、和泉市、 岸和田市、貝塚市、泉佐 野市、富田林市、松原市、 藤井寺市、高石市、羽曳 野市、泉南市、河内長野 市、阪南市、忠岡町、大阪 狭山市、田尻町、熊取町、 河南町、岬町、太子町、和 歌山市、海南市、岩出市	南部導管部 ☎0120-3-19424	南部事務所 ☎0120-3-94817		☐南部導管部 ☎072-238-2387 (左記の地域をご確認ください)
吹田市、豊中市、箕面市、 池田市、高槻市、茨木市、 摂津市、島本町、枚方市、 東大阪市、八尾市、柏原 市、大東市、四条畷市、寝 屋川市、守口市、門真市、 交野市、八幡市、京田辺 市、奈良市、大和高田市、 大和郡山市、生駒市、香 芝市、木津川市、上牧町、 三郷町、王寺町、平群町、 斑鳩町、河合町、広陵町、 精華町、安堵町、川西町、 天理市	北東部導管部 ☎0120-5-19424	北部事務所 ☎0120-5-94817		☐北東部導管部 ☎072-966-5375 (左記の地域をご確認ください)
神戸市、明石市、三田市、 三木市、尼崎市、芦屋市、 西宮市、宝塚市、伊丹市、 川西市、加東市、豊能町、 猪名川町、能勢町	兵庫導管部 ☎0120-7-19424	兵庫事務所 ☎0120-7-94817		☐兵庫導管部 ☎078-303-7761 (左記の地域をご確認ください)
姫路市、太子町、高砂市、加 古川市、稲美町、たつの市、 播磨町、佐用町、上郡町、加 西市、相生市				
京都市、宇治市、向日市、 長岡京市、城陽市、久御 山町、大山崎町、亀岡市、 井手町、宇治田原町、大 津市、草津市、守山市、近 江八幡市、東近江市、栗 東市、野洲市、湖南市、甲 賀市、竜王町、長浜市、彦 根市、愛荘町、多賀町、米 原市、甲良町、日野町	京滋導管部 ☎0120-8-19424	京都事務所 ☎0120-8-94817		☐京滋導管部 ☎075-315-8950 (左記の地域をご確認ください)

■このパンフレットの内容は、2021年10月1日現在のものです。変更することがありますのでご了承ください。



大阪ガスホームページ <https://www.osakagas.co.jp/>